監獄協會雜誌

第參拾壹卷
第六號

明治二十七年二月廿六日郵便物認可
明治二十一年五月創刊毎月一回二十日發行
（大正七年六月二十日發行）

目次

論說（松室司法大臣訓示）……（一）

講演（所感（承前））……東京帝國大學文科大學教授 文學博士 芳賀矢一……（五）

資料（笞刑に就て（承第三十一卷第三號））……朝鮮總督府屬 森德次郎……（二〇）

統計（大正七年四月中入出監竝月末在監人員外三表）……（二四）

寄書（四人の診察）……水戸沼畔浪人……（三二）

雜纂（予は看守諸君と語る）……典獄 有馬四郎助……（三六）

（雨期閑談）……霜翰……（三八）

通信（浦和監獄職員家族懇話會狀況）……（四〇）

彙報（受刑者逃走其他……叙任……會報（典獄會議總會等）……公文……（四一）

監獄協會雜誌第參拾壹卷第六號

論說

松室司法大臣訓示（大正七年五月十日典獄會同席上ニ於テ）

今回各位ノ會同ニ臨ミ監獄事務ニ就キテ所見ヲ陳フルハ本大臣ノ欣幸トスル所ナリ

昨大正六年度ニ於テハ物價暴騰ノ結果監獄ノ經費頓ニ增加シ在監人費ノミニ就テ之ヲ見ルモ豫算ノ不足額約五十萬圓ニ上リ財政經理ノ困難名狀スヘカラス或ハ豫備金ノ支出ヲ求メ或ハ追加豫算ノ要求ヲ爲シ幸シテ會計年度ヲ經過シタルモ時局ノ前途ハ今尙ホ逆睹シ難ク物價騰貴ノ趨勢ハ未タ減退セサルノミナラス本年ニ入リテヨリ在監者ノ數漸ク增加シ最近ノ在監人員ハ前年ニ比シ三千七百餘人ノ多キヲ加フルニ至レリ此ノ形勢ニテ尙ホ持續セム乎則チ本年度ニ於テハ經費益々膨

膨シ財政益々窮迫ニ陷キルヘキヤ明ナリ各位ハ深ク此ノ點ニ留意シ緊急已ムコトヲ得サルモノノ外新事業ハ成ルヘク之ヲ避ケ日常諸般ノ用度ニ就テハ極力節約ノ方法ヲ講シ以テ財政ノ緊縮ニ努ムルコトヲ要ス經費節約ノ事ハ既ニ屢々之ヲ訓示シ各位亦其ノ實行ヲ怠ラサルモ今復之ヲ反覆說示スル所以ノモノハ時勢ノ要求ニ鑑ミ其ノ意義ノ特ニ重大ナルモノアルヲ信スレハナリ

近時社會事情ノ激變ニ伴ヒ監獄ノ下級吏員ニシテ職ヲ他ニ求メ辭任ヲ請フ者往時ニ倍蓰セルト同時ニ新ニ就職ヲ志望スル者大ニ減少シ之カ爲メ各監獄ハ缺員ノ補充上非常ノ困難ヲ感スルニ至レリ是ニ於テ乎客年度下半期以後看守以下ニ特別給與ノ方法ヲ設ケ尙ホ本年度ニ於テハ判任官以下ニ臨時手當ヲ支給シ只管現任者ヲ優遇シ新來者ヲ延奬シタルモ未タ顯著ナル效果ノ見ルヘキモノナク辭職者恒ニ相踵キ就職者之ニ伴ハス現狀ヲ以テ之ヲ推セハ缺員補充ノ困難ハ今後尙ホ存續スルモノト看做ササルヲ得ス果シテ然ラハ吏員ノ不足ニ基ケル行政上ノ缺陷ハ如何シテ之ヲ匡救スヘキ乎是レ實ニ刻下ノ緊急問題ナリ然シテ此ノ問題ニ對スル解決方法ハ各監特殊ノ事情ニ應シテ之ヲ定ムヘキナリト雖要ハ繁文ヲ省略シテ事務ノ

簡捷ヲ圖ルト共ニ部下ヲ善導シテ其ノ能率ヲ增進セシムルニ在リ各位ハ此ノ趣旨ヲ體シ銳意執務ノ手續ヲ改良シ且斷エズ部下吏僚ヲ鼓舞督勵シ現時ノ難局ニ處シテ遺憾ナキコトヲ期スヘシ

監獄作業ハ近時大ニ其ノ面目ヲ改メ工錢ノ收入亦年ヲ逐テ累加セルハ殊ニ喜フヘキ現象ナリ昨大正六年度ノ成績ヲ擧クレハ作業ヨリ生シタル實收入總額二百三萬三千餘圓ニシテ豫算額ヲ超過スルコト實ニ六十萬四千餘圓之ヲ前年度ノ實收入ニ對照セハ其ノ總額ヲ超過スルコト三十六萬七千餘圓ニ上リ全國ノ監獄中作業收入ヲ以テ優ニ在監人費ヲ償ヒ自給自足ノ目的ヲ達シタルモノ著ク相增加セリ此レ畢竟各位ノ董督宜ヲ得タル結果ニシテ本大臣ハ深ク其ノ勞ヲ多トスルモ現下ノ財政關係ハ前述ノ如クナルヲ以テ監獄經理ノ任ニ膺ル者ハ倍々收入ノ增加ヲ計リ大ニ國家ノ負擔ヲ輕減スルノ覺悟ナカラサルヘカラス且監獄作業ノ本旨ハ一方ニ於テ收入ノ增加ヲ計リ國家ノ負擔ヲ輕減シ他方ニ在リテハ罪囚ヲシテ營生ノ途ヲ會得シ出獄後正業ニ就クノ素地ヲ作ラシムルニ在リ然ルニ現時各監獄ヲ通シ其ノ實施スル所ノ作業ハ業種ノ上ヨリ之ヲ觀ルモ上述ノ目的ニ副ハサルノ憾ナキニ非ス

各位ハ將來一層ノ注意ヲ加ヘ經濟上及敎育上必要ナル施設ヲ成就シ以テ作業ノ本旨ヲ貫徹セサルヘカラス

少年犯罪增加ノ趨勢ハ時局發生以來更ニ其歩ヲ進メタルカ如シ是レ洵ニ憂フヘキ現象ニシテ任ニ刑事事業ニ膺ル者ノ當サニ深ク意ヲ留ムヘキ所トス政府ハ夙ニ特設未成年監ノ完成ニ腐心シ其ノ改造ニ力ムルモ財政ノ關係上豫定ノ進行ヲ見ルコト能ハス既ニ竣工ヲ告ケタルモノ僅ニ五六ヲ出テサルハ本大臣ノ遺憾トスル所ナリ現時ノ事情ハ悠々手ヲ拱シテ特設監ノ完成ヲ待ツコトヲ許ササルカ故ニ各位ハ自監ノ狀態ニ顧ミ便宜適當ノ方法ヲ講シ可能的範圍ニ於テ行刑ノ刷新ヲ敢行シ以テ改良ノ實績ヲ擧クルコトヲ要ス

刑事被告人ノ取扱上往々監獄ノ措置ヲ難スル者アリ其ノ事實ヲ調査スルニ監獄ノ措置ニ就キ特ニ不法ト認ムヘキ形跡ヲ發見セサルモ時勢ノ變遷ニ伴フテ幾多ノ新要求ヲ生スルハ司獄ノ事務ニ在リテモ亦タ免カレサル所ナリ故ニ各位ハ世運ノ推移ニ留意シ審ニ社會ノ要求ヲ察シ其ノ機宜ヲ誤ラサランコトヲ要ス

講演

所感（承前）

東京帝國大學文科大學敎授　文學博士　芳賀矢一君

それから私共は自分の職務上彼方此方の學校を見物して參りましたが、到る處驚きましたのは先づ何處の學校へ參りましても生徒は皆大半戰爭に行つて居る。小學校敎員で戰爭に行つた者が三萬五千人とか言つて居りましたが、私の參りました時がそれですから今日ではもつと殖えたでありませうが、勿論有名な大學ケンブリッヂとか、オックスフォードといふやうな大學では四千人とか、五千人とか、六千人とかいふ大學生が兵隊になつて行つて居りまして、殘つて居るものは外國人かさうでなければ病身者かである、其の他の大學でもエヂンバラなどは女が殘つて居る、あとは亞米利加人が來て居るといふやうな次第でありました。實に擧國一致といひますが、全國擧つて所謂國難に從つて居るといふ有樣であります。イートンといふ所に私は參りました。其所は丁度日本で言へば華族學校、學習院見たやうな所であります。小さな子供から大きな者まで居りますが、小さな子供でも燕尾服を着て、シルクハットを被つて居る、其の貴族學校から今戰爭が始つてから四千人も出て居つて、其中の四百人

は戰死して居るといふことであります。其時に學校の幹事が私に向つて、彼の日露戰爭の時に日本の華族樣が何人死んだかといふことを聽かれましたが、私は能くも知りませず、澤山死んだでせうと言つて歸つて來たのでありますが、其の後に大使館へ行つて聞いて見ますと華族の當主で死んだ人が三人しかなかつたといふことを聞きました。しかも其のことのあつた爲に日露戰爭後に大變華族樣の軍人になるのが減つたといふことでありますが、さういふやうな皇室の藩屏では洵に心細い次第である。所が向ふの人は上流社會中流社會の人が皆さういふ風に進んで國難に從ふといふことになつて居る有樣、それであるから金を出すのは勿論、國家の事に盡すのは勿論、身を捨て戰爭に出るといふやうなことが上下一致して居るやうであります。茲に於て初めて擧國一致といふことが言へるのである。さうして武士道は獨り日本にしか無いといふ風に考へられて居るが、さういふ例は幾らでもある。乃木大將が二人の子供を失はれたといふやうな例は幾らでもあるのでありまして、家中の子供が五人ともすつかり戰爭に行つて死んで仕舞つて、たつた一人女が殘つて居るといふやうなことは毎日のやうに新聞に見えるのであります。茲に於いて初めて私は洵に戰國の氣分を味ひ得たと思ひます。紐育のイルミネーションの非常に美しい市から、眞暗な倫敦……丁度私が倫敦に着きましたのは去年の一月十六日であつたと思ひますが、日の短い上に夜は燈光を點せぬのでありますから、眞暗であります。總てさういふ風な勢でありました。總てのことがなか〳〵嚴重になつて居りまして、私共が參りましても、一々寫眞に撮つて、其の寫眞を附けて警察に屆ける。何處かへ旅行して宿屋に泊りますと、其の宿屋から

らして翌朝土地の警察へ行つて、明日は何處へ行くといふことを屆けて許しを得て來なければならぬといふやうな譯で、洵に面倒でありまして、日が短いのに、朝警察へ行つたり何かして、餘程時間を取られるので大分困りましたが、さういふやうなことで何となく戰爭らしい氣分を味ふことが出來たのであります。丁度二月の一日から私は佛蘭西へ渡らうといふ考で切符を買つてその朝の新聞を見ると、二月一日から獨逸が潛航艇戰を更にやる。中立國の船でも何でも構はずやつ付けて仕舞ふといふことを、亞米利加を初め各中立國に申込んで、今朝から實行するといふことが書いてある。私共は考へた、二月一日から實行するといふのに、態々出て行くといふのも萬一の事があつては物笑であるから、もう少し見合はして、あとから行かうといふので切符を返しました、後から考へれば行けば宜かつたので、行つても何事もなかつたのでありますが、併し萬一のことを考へて其の日は行かずに戻しました、それから英吉利の內地を廻ることにしたのであります。

御存じの如く、英吉利は食物の產出の少い所でありますから、今は公園まで拓いて畑を拵へて居ります。併し私共はそれを見て、これは國民に對する一つの敎訓だと思ひました。何も公園を拓かぬでも外に、拓く所は幾らもあるけれども、先づ公園を耕して、さうして食物を制限しなければならぬといふ事を國民に敎訓して居るのであります。實は英吉利人は非常に澤山食ふのでありますから、もう少し減らしても差支はないのです。恐くは政府でも減らぬ中から、減つたやうに制限をしたのであらうと思ひます。併しそれに對して國民は少しも不平を言はぬ、此の點は矢張り亞米利加と同じである。

當路者のすることは國家の爲に當路者がすることである我々が信任して内閣員に列しさせて居る以上は、其の人のすることは飽くまでも手腕を揮はしてやる、政府のすることは當然であるといふ風に、何等不平の聲は聞えないのである。砂糖も制限したから珈琲に砂糖が無い、赤砂糖を珈琲に入れて飲んで居るといふ有樣であります。私は砂糖の方ならちつとも困らなかつたけれども、さういふ砂糖に困つた所がある、私が歸ります時分には肉を食はない日があつた、ミートレスデーといつて、肉の無い日が一週に二日、其の日は決して肉を食ばないといふと、誰も肉を食はない。其前にツーコーセスといふ制限が出來まして二皿以上は食べないといふことになりますと、どんな金滿家でも、富豪でも、矢張り其の規則はちやんと守つて居る、人の見ない所でも守る。料理屋でもさうです。非常に大きな料理屋でも、亞米利加人や外國人が幾ら金を使つて出せと言つても規則通りより出さぬ。罰金を恐れて出さないのぢやない。斯うすべきものである。此の國難に當つて食物制限といふ法令の出た以上は、それを守るのが我々の當然の義務であるといふやうな者の方が先きになる。それであるから上から命令されてやるのではない。自分がしなければならぬこと、とそれを自覺して居る。茲に於て其の法令は行はれて行く。何等の干渉も俟たずに行はれて行く、其所まで行かなければいかぬ。上から抑へ付けられて守るのでは役に立たない。學校の生徒に譬へて申しますと、先生が非常に喧ましく言ふから生徒が温和しいのでは、本當の良い生徒ではない。併し生徒自から自覺して、先生の命を俟たぬで温和しくするならば洵に良い生徒である。それと同じやうに英吉利の國民が國難の日に際し

て考へて居ることは、それは自分等のしなければならぬことである、政府の法令は自分等の意思が政府の法令になつて茲に現はれたといふ考を有つて居るから、政府の命令に對して、何等不平もなければ、何等それを隱してやることはない。若し日本でさういふことが起つたといふことを御考になつて見たならば、例へば、以後酒を禁じた、肉を二皿以上食ふな、飯を一升以上一日に炊くなといふことを命令したとする、果してそれが完全に行はれて行くでありませうか、どうでありませうか、警察官其の他の人の少しも干渉なくして其のことが圓滿に行はれて行くだらうか、どうだらうか。さういふことを考へて見なければならぬと思ふと又酒の話になりますが、今日英吉利では酒を晝飯には十二時から三時までの間にしか賣りませぬ。夜は五時か六時から三時間しか酒を賣らない。私は丁度四時半頃に少し前だと思つたものですから飛込んで酒を一杯呉れないかと言つて見た、所が「時刻通りしか上げられませぬ、珈琲では如何ですか、」珈琲ならよさうと言つて歸つて來ましたが、其の通り嚴格に守つて外國人だからといつて、そつと賣るやうなことはない、もう一つ私がエヂンバラの宿屋に泊つた時に、八時半頃に酒を一杯飲んで置いて、其の中にもう一杯飲みたくなつたから更に一杯と命じた。さうすると「宜しうございますと言つて持つて來さうであつたが、何か用があつたと見えて忘れて持つて來ない。そこで催促をするとどうも忘れて居りましたと言つて一杯持つて來た、其の途中にチン〳〵と九時の時計が鳴りますと、持つて來掛つたのを引込まして仕舞ひました。それ程まで嚴格に守つて居る。それはどうでも宜ささうなものであるけれども、洵に法令といふものは嚴格に行はれて居る。上から

の命令で行はれるのではない。自分で自分の法令を行つて居るといふ考で、矢張り深く教育が徹底して居りまして、さうしなければならぬといふことを知つて居るのです。上流社會が常にさういふ模範を示して勞働社會に向つてさういふことを說くから、餘り教育の無い勞働社會の人でも、今日はどうしても是は英吉利國の爲である、英吉利の民族の消長に關することである、滅亡興隆に關することである、といふことの自覺心を以て國難に當つて居ると言ふより外ないのであります。是は皆さんのもう旣に御存じのことでありませうが、英吉利では戰が始つてから、非常に監獄に居る者が減つて、犯罪者といふものが非常に減つた。著しい減り方である。それは一方に於ては固より職業が澤山殖えた。卽戰時の爲に色々な職業が急に有餘る程殖えて何でも有り付けるからして、惡い事をする者が無くなつたといふことも主もなる原因の一つでありませう。併ながらどの位の割合であるか知りませぬけれども、とにかく私は矢張り國家的の大事件、國難の大きな時であるといふやうな考を國民が有つて居るといふことが、一つの犯罪者を少くする原因でなからうかと考へるのである。そこで私は監獄に敎誨を與へられるといふやうな方々は、是までも十分さういふ方面に御着眼であらうと思ひますが、唯一個人の道德、一個人の正當に履むべき途といふやうなことを個人々々に說くといふことも固より必要でありますが、それよりも國民としての自覺を與へるといふことがやはり必要である、詰り小さい考を有たずに、日本國家の一員である、何か國家の爲になることをしなければならぬといふことの自覺心を大いに與へるといふことが非常に必要なことではあるまいか、男も、女も、子供も、老人も其

の考を有つて初めて國家に擧國一致といふことが行はれるのである、現に今日の英吉利の有樣の如きは全く其の有樣になつて居ると思ふのであります。で犯罪を爲すとか、罪を犯すとかいふやうなこと、是は單に道德上の罪といふことではなくして、國家に對する德義である、自分等の民族に對する德義であるといふやうな大きな考を女、子供にまで平易なる方法を以て頭に入れるといふこと、是は國民敎育の最も大切なる所でありますが、又一方犯罪者等に向つても私はさういふ風のことは或る點まで吹込むことが出來たら非常に結構なことではないかと思ふ、學校敎育に於ても、日本には未だ徹底して居らぬことがあると私は思ふ、形式だけは西洋諸國に負けない、併しながら是には日本の漢字の難かしいこと、文章の難かしいといふこともありますけれども、義務敎育を卒へた者が本當にそれだけの觀念を有つて敎へられたことを覺えて居るか、自分で自覺して居るかどうか。自分で天子樣に忠義を盡さなければならぬ、親に孝行を盡さなければならぬ、先生から聽いて知つて居つたけれども、自分の考から親に孝行するのは日本の家の根本はどういふ風な家から成立つて居る、國家は斯ういふ風に成立つて居るから天皇陛下に忠義を盡さなければならぬといふことを本當に自覺して、上から何とも言はれずして自分で進んで行くといふことが、果して十分に徹底して居りませうかどうか。日本の今日の敎育では徹底して居ないと思ふ。動もすれば徵兵忌避者の如きものは、却つて敎育ある者から出ることが多い。敎育の徹底には大いに努めなければならぬ。卽ち男も、女も……女の敎育などは殊にさうである。女の敎育は賢母良妻とか言ひますけれども、やはり女も國家の一つのメンバーである、

國家の一員であるといふことを悟らしむることが大切である。今後の女子教育は其所に着眼しなければならぬ。それと同じやうに國徒といふもの、それ等もやはり國家の一員であるといふことを深く悟らせる、或は其の意味を幾分かでも自覺させたならば、多少犯罪に陷るものを防ぐことが出來はしないか。唯良心に訴へるといふやうな道德心ばかりでなく、自分等も國家を組織して居る一つ仲間であるといふ考を有たせることが必要ではないかと思ふ。斯ういふことはもう既に諸君は十分に御注意になつて居ることゝは思ひますが、私は其の邊の事情は一向承知しませぬので、教育界の方でありますと、教育界にも未だそれは不徹底の點があるやうに思ひますから、其ことを一言私は申述べて置く次第であります。

それから其の次に佛蘭西の方に行きませうと思つて居りますが、英吉利の內地を旅行し居る中に一と月ばかり經つた。佛蘭西へは譯無く行けるのですが、併し非常に寒いから如何しようかと思つて居ります中に、眼が惡くなつたといふことが日本の新聞に出ましたので、文部省から歸れといつて私の所へ電報が參りました、文部省の方で小學讀本の編纂の用向が私の方にあつたので急ぐことになつたのでありますが、歸れといつて來たので、英吉利から直ぐ出發して歸ることになりました、英吉利の四方は皆潛航艇が圍んで居るのでありますから船が無い、所が幸に私の立ちます時から露西亞の方に英吉利の御用船が出ることになりました。僅千六百噸ばかりの小さな船でありますが、其の御用船に便乘を許されまして、英吉利から出るかといふことは知らせないで隱して居つた、其の晚になつて初めて知らせて呉れました。さうしてこつそり北の方から出ましたが、海軍の人達も居つて、小さな船でありますからどんな風か、鐵砲でも載せて居るかと思つて見ますと、成程鐵砲も載つて居りました。兩方に驅逐艦が二艘護衞して來る、其の船に乘せられまして漸く諸威の港に着いた、其の間にちよつと潛航艇が現れたといふこともありましたけれども、兎に角無事に着きまして、それから諸威からして瑞典を經て、すつと汽車に乘つてペトログラードに這入つたのであります。ペトログラードは丁度革命の後であるから慘憺たる有樣で、實に革命といふものは恐ろしいものであるといふことを悟りましたが、ペトログラードに於ては私共は僅か一週間ばかりの間でありまして、且つ私は露西亞語といふものをやつて居らぬのでありますが、丁度私の方の大學を卒業した露西亞人が一人居りまして、それが日本語も出來るのでありまして、それに色々案內をして貰ひましたが、見たり聞いたりしますと、露西亞といふ國は先刻申しましたやうな自由といふことゝ我儘といふことを履き違へて居るやうな國ではないかといふことを感じたのであります。詰り革命でも結局我儘の增長の結果である。是まで上流社會が我儘をして、さうして下の者を押へ付けて居つた。所が今度の戰のゴタ〳〵騷ぎで以て兵隊や何か下の者が權力を有つて來たから、それが出て上の者を押へ付けたといふことである。さういふ有樣であると私は思ふ。露西亞に來て何だか歐羅巴の支那人だといふ風な感じを私は有つた。又酒の話になりますが、露西亞では酒を禁じて居りますが金さへ出せばソッと出して呉れる。それから食物を減じて居るといふけれども、警視總監の家に行く

と澤山食物があるとか、上官などは勝手に酒を飲み、勝手に旨い物を食つて居るといふ有樣で、迚も擧國一致どころではない。酒を禁ずるのは表向きで禁じて居る。所謂上から强制して禁じて居るのである。人民は政府の命に服せず、上の者は下の者を虐げて居るといふやうな有樣では、それでは言ふことを聽かぬのも無理はない。兵隊といふものは是まで非常に虐待されて居つたといふことは、公園に行きますと犬と兵隊は入るべからず、ネプスキーの大通りは是まで兵隊を歩かせなかつたさうです、此の頃は歩いて居る、といふやうなことを私共は聞傳へであるから本當のことは分りませぬが、そんな風のものであつたものと見える。實に虐待されて居る。だから汽車の中で此兵隊の樣子を見ますといふと、丸で貨物列車の中に唯無暗に詰込んで居る。まるで馬か何かのやうに人間を取扱つて居る。あの兵隊が日本に捕虜になつて來て、伊豫の松山で旨い御馳走ばかり食はせられて居つたからして、日本は偉い國だといふやうな具合に感じて歸つたに相違ないと思ふ。で汽車でも負傷兵などは廊下に寢せて置く、私の乘つて居る汽車にも乘つて來ましたが、蒲團も何も無いのに廊下に寢せて置くといふやうな有樣で、それ等を以て、一斑を推すことが出來ます。露西亞の偉い所といへば、大學の樣子などを見ると、學問を研究する人が、革命には無頓着に、熱心に研究して居る人もあつた、偉い所もあります。それが大國たる所でありますが、併しながら上下一致せずして上と下とが非常に知識の懸隔があるといふことが分ります。でありますから結局革命といふのは其の知識の懸隔、擧國一致の出來ない、我儘の衝突から起つて來る。自由といふことは決して我儘の意味ではない、先刻申しました通り、人

の自由を顧みず自分の自由だけ取らうとすれば國は必ず亂れて來る。東洋の支那、卽ち日本の隣國の支那なども實は權力の爭であつて、本當の共和國であるといふやうなことが怪しい、寧ろ共爭國、互に爭うて居る國でないかと思はれる。露西亞もそんな國ではないかのやうに思はれるのであります。そこで亞米利加の自由といふものとは大分違ひがあることが分る。それからして能く隣りの支那の國に革命があつて、露西亞にも革命があつた、民主主義は殆ど世界一般の風潮だといふやうなことを言つて恐れる人があるけれども、それは能く日本の歷史を考へて見ればそんなに恐れるに足らぬ。唯能く知らずに言ふ人が澤山あるとやはり困るからして、それは日本の敎育をもう少し徹底しなければならぬ所は其所にある。日本の國は民主主義といふことは決して許さない、日本は飽くまでも君主國である。君主國で國體が成立つて居るのであつた、併し民本主義である。民本主義と民主主義とを混同してはならない。民が政治をするといふのが民主主義である。併しながら民本主義といふのは民を本とする民が政治の根本になる。是は日本の歷代の天子樣が昔から御やりになつて來たことである。日本の天子樣の政治といふものは、決して民の意に背いたことはない。民の意に逆つたことはない。民は國の本也との御考で從來民を治めて居るので、日本の歷史は之れを證明して餘りある。日本の歷史は彼の將軍、攝政關白などといふ權臣が權を執つたことがあるけれども、併しながら人民と皇室の間に爭の起つたことは決して無い。如何なることがあつても人民が皇室に楯付いたことはない。天子樣が或る力を以て人民を抑へるやうなことは決して無い。飽くまで民本主義で御治めになつて居るので

ある。世界の中日本の國體の特色のある所は其所にある。日本の君臣の關係の厚い所にある此の歷史を取違へては困る。西洋の歷史を御覽になれば英吉利の革命にしても、佛蘭西の革命にしても、露西亞の革命にしても、要するに人民と皇室の爭である。日本は德川列藩の政治さへも人民と爭つたことはない。お互に善政を布かうとして競爭したことはあるけれども、喧嘩したことは一つも無い。況して日本の皇室と人民と爭つたことは一つも無いのであります。西洋の革命の歷史を見ますといふと、人民が政治の仕方に付て皇室の暴政を憤つた所から始つたやうに思ふ。其の點は餘程考へなければならぬ。さういふやうな意味に於て、日本の國民としての心得といふものはやはり十分道德的に徹底させなければならぬと同時に、それを如何なる罪人にでも徹底さして置かなければならぬと思ふのである。

話は大變長くなりまして御迷惑でありませうが、私が倫敦に參りました其の時分に、彼處に日本好の西洋人が寄つてジャパンソサイティーといふものを拵へて居る所がある。其所で何か私に一場の話をして呉れといふことを申込んで來た。其の時に私は大和魂に付てのことをちよつと話した、といふのは大和魂の誤解が西洋人にあると思つて話したのであります。それは先般「東亞の光」といふ井上哲次郎博士の出して居る雜誌に出して呉れぬかといふことでありまして、草文の儘で「東亞の光」に出しましたのですが、其の私が申上げたことに付てちよつと一言申上げたいと思ふのは、西洋人は大和魂といふことを、武士道的の武勇一片のやうに考へて居る。大和魂があるから日本人は強い、戰に勝つ

た。大和魂は忠義といふことゝ同じである。又武士的の武士道と同じことであるといふやうに思つて居る西洋人が澤山ある。日本人の書いたものにも澤山書いてある。私はそれは大和魂の一面を見たものである。大和魂には二つの方面がある。今のは卽ち此の道德的、倫理的の方を占めて居る其の一面である、併しながらもう一面の日本の大和魂には美を愛するといふことが其の一面を形造つて居るのである。日本の所謂物の哀れを知る、昔から謂ふ武士の情が無ければならぬといふ、詰りさういふ所のである、日本の刀は鍔の裝飾から如何にも美しい、美術的のものであつて、日本の鏡は如何にも美しいものであるさういふ風なことも自から武士の嗜から致したことで、武士は歌を詠み、詩を作るといふ風流心がある。卽ち詩歌或は彫刻美術、音樂といふやうなものゝ嗜があるのである。昔豐太閤が伏見に學校を建て、武士の敎育をした。其の時に茶の湯を敎へた。粗暴なる武士が茶の湯の儀式を學ぶ、さうすると其の古器物も愛翫しなければならぬ、床の間に懸けてある繪も分らなければならぬ、或は彫刻物も分らなければならぬ。總てのことに美といふことを愛し、之を鑑賞する力が無ければ出來ない業であるから、是程武士に取つて良い敎育法は無い。或は能樂、猿樂、此能なども現に豐太閤が自から舞ふといふことをやつたので、舞はもとより美術の一種で、それ等に伴ふ所の音樂といふものは美術である。又其の歌の文句は卽ち美文學である。日本の文學である。それ等の一つの猿樂を舞ひますればそれ等の美を味ふだけの力が無ければならぬ。茶の湯をやる、能をやるといふ時には武士たる者が非

常にそれに依つて美的教育を受けて居ることになる。茲に武士の品性といふ者は高まつて來る。日本の武士はそこで立つて行かなければならぬ。單に武勇ばかりでやりましたらやはり粗暴の形に流れて、物が角張るといふことになつて來る、日本の武士は昔から其の美的教育を受けたといふこと、是が大和魂である。此の兩方が無ければならぬ、此の兩方の結付いたものが初めて大和魂である。忠君愛國で君に忠を飽くまで貫くといふことは大和魂の半面である。又一面に於て美的の修養のあるといふことが日本武士道の半面である、若し此の意味を世間が知らずして居るならば、唯「敷島の大和心を人間はば旭に匂ふ山櫻花」といふ歌は知つて居つても、意味が分らない。やはり風流心といふものを入れて來なければならぬ。何故大和魂に櫻の花といふことを言ふか、櫻の花といふ意味が分らない。「花は、櫻木人は武士」といふことは、其所に美といふ考が這入つて來なければ大和魂は十分に解けないと思ふのである。さういふやうなことを大體話して來たのでありますが、之を唯私は海外旅行中の所感の一つとして御話しますのは、先刻も監獄の囚徒といふものに對しては、自分も國家の一員である國民といふ國家的思想をやはりどんな子供にも入れなければならぬから、囚徒にも斯ういふ風なことの自覺を多少教へることが出來得れば必要であると同時に、同じやうに……、是は精神上の訓話といふことも一つであるが、斯ういふ美的の趣味をやはり養はせるといふこと、何かの法で注入することが必要である。此の美を愛する心といふものは總て人間の道德心と餘程關係を有つて居ることである。音樂を嗜む人、美を嗜む人、總て其の美術を鑑賞して居る間といふものは、人をして暫く美の世界に彷徨させる。全く邪念を失ふ。「子の曰く詩三百篇、一言以て之を蔽へば思邪無し」で、詩であらうが、音樂であらうが、繪畫であらうが、舞踏であらうが、總て、美術といふものは美の世界に人を引入れて仕舞つて、一切の邪念を去り、悪いことを忘れて仕舞ふものである。そこでさういふ風な設備も、十分に監獄に於て出來て居ることゝは思ひますが、高尚なるさういふ美的の趣味を養ふ方法を執るといふことに付ては、矢張り一方に於て精神的の話をするとか、或は倫理上の話をして反省を求めるといふことゝ同じやうな位の或は効果を有つものではなからうかといふことを私は考へます。又本當に日本の大和魂、日本の武士の良い所は其所にあるので、是は矢張り教育の上に大に美的教育を徹底させなければならぬと思ひますが、悪人を教誨する方法としても倫理を説くといふことゝ同時に、美的教育を何等かの方法に於て間接に注入して行くことになつたならば、更に一層有益ではなからうか。是もに申上げたのであります、甚だ取留めのないやうな話でありましたが、是で御免を蒙ります。

資料

笞刑に就て（承第三十一卷第三號）

朝鮮總督府司法部監獄課　朝鮮總督府屬　森　德次郎

檢事の指揮したる刑の執行人員

年度	受刑者	生命刑	自由刑			財産刑		體刑
	總人員	死刑	懲役禁錮拘留		計	罰金科料	計	笞刑
明治四十四年	二一、三六一	九一	八、四五五	六四	八、五二〇	一四四	一四八	二、四四六
大正元年	一四、六二一	七〇	九、〇二八	三五	九、〇六三	八四一	八九二	四、三二四
同　二年	一八、九四三	五三	一〇、四八九	三八	一〇、五二七	一、六七六	一、七一四	六、二八
同　三年	二〇、〇〇〇	五二	一〇、八〇〇	一〇九	一〇、九〇九	一、四二四	一、五三三	七、一四〇
同　四年	二二、九二一	五二	一二、六三五	四三	一二、七三八	一、六七七	一、七二〇	八、九九七
同　五年	二八、四二八	五三	一二、三九二	四八	一二、四四一	二、一〇一	二、一五四	一一、三三〇

備考

一　財産刑の人員は第一審判決宣告人員に依る。

一　大正元年（明治四十五年）の三月三十一日迄は刑法大全の處斷に係る笞刑とす。

笞刑と他の刑罰との歩合

年度	受刑者	刑執行人員に對する各刑の百分比		
	總人員	笞刑	自由刑	財産刑
明治四十四年	一一、五六一	二〇・八	七四・二	四・一
大正元年	一四、六一一	二九・五	六二・一	七・九
同　二年	一八、九四三	三二・八	五五・七	一一・二
同　三年	二〇、〇〇〇	三五・八	五四・九	九・〇
同　四年	二二、九一一	三九・三	五一・二	九・三
同　五年	二八、四二八	四六・六	四三・四	九・八

刑法大全實施當時に在りては自由刑は七十%を占め、笞刑は僅に二十%に過ぎざりしも、本令實施後の笞刑は、一面財産刑の增加するに拘らず、其率を遞加して、遂に大正五年に於ては自由刑を凌駕したり。更に之を犯罪卽決事件に見るときは左の如し。

犯罪卽決事件處斷人員及各刑歩合

區別	處斷總人員	自由刑		財産刑		體刑	處斷總人員に對する各刑百分比		
年度	人員	徒刑	禁錮、拘留	罰金、科料	計	笞刑	自由刑	財産刑	笞刑
明治四十四年	二〇、七八八	九九五	四、七二八	五、七二三	一五、〇六五	四・七	二二・八	七二・五
大正元年	三六、一五九	二、二七四	一五、四五一	一七、七二五	一八、四三四	六・三	四二・七	五一・〇
同　二年	四五、八四八	二、五六九	二三、三二〇	二五、八八九	一九、九五九	五・六	五〇・九	四三・五

同　三年	四八、七六三	三、二八〇	二二、四六四	二三、〇一九	六・七	四六・一	四七・二
同　四年	五九、四三六	四、四五二	二八、一八七	二六、七九七	七・五	四七・四	四五・一
同　五年	八一、一三七	四、九五一	三六、九六〇	三九、二二六	六・一	四五・六	四八・三

是亦逐年增加の趨勢なり。大正五年度に於ける裁判及犯罪卽決事件を合したる笞刑處斷人員は、五萬二千五百四十六人にして、總受刑者の四十四%に該れり。之を臺灣に於ける笞刑の現狀に比較すれば左の如し。

處斷刑別臺灣との比較　其一（裁判事件）

處斷地	年度	受刑者生命刑總人員	死刑	自由刑 懲役	自由刑 禁錮	自由刑 拘留	自由刑 計	財產刑 罰金	財產刑 科料	財產刑 計	體刑 笞刑
臺灣	大正二年	六、五二七	二	二、五六二	一	—	二、五六三	一、一〇〇	五五九	一、六五九	二、四八六
臺灣	同　三年	五、九二六	一九	二、四七四	二	二	二、四七八	七六〇	四二一	一、一八一	二、〇六八
臺灣	同　四年	六、八五〇	八七九	二、四四三	一	一	二、四四六	一、八九四	五六一	一、四三五	二、一〇一
臺灣	以上三年平均	六、四三一	三〇六	二、四三六	一	一	二、四三九	一、〇四一	一、四九七	一、五三八	二、一〇九
朝鮮		三〇、七一六	三三	一〇、九七五	六三	四六	一一、〇八一	一、六九二	四三九	二、一三一	七、四六三

右三年平均に於ける各刑百分比の比較

臺灣	—	—	四・七	—	—	四・七	三五・八	三五・一	三五・八	四二・四
朝鮮	—	—	〇・三	—	—	〇・三	五三・五	一〇・三	天・〇	四五・三

備考　臺灣大正四年の死刑は匪徒刑罰令處斷者多きに依り朝鮮禁錮の多きは藥品及藥品營業取締規則違反、保安法違反なり。

處斷刑別臺灣との比較　其二（犯罪卽決事件）

處斷地	年度	受刑者總人員	自由刑 懲役	自由刑 拘留	自由刑 計	財產刑 罰金	財產刑 科料	財產刑 計	體刑 笞刑	體刑 計
臺灣	大正二年	一五、四九三	八七九	五九	九三八	六、二四〇	四、七二四	一〇、九六四	三、五九一	一四・〇
臺灣	同　三年	一五、五六九	七九〇	四四	八三四	五、八四九	五、三二二	一一、一七一	三、五六四	一四・六
臺灣	同　四年	一三、三〇一	七四七	四七	七九三	四、八二六	四、二一五	九、〇四一	三、四六七	一二・三
臺灣	以上三年平均	一四、七八八	—	—	八五五	—	—	一〇、三九二	三、五四一	一三・五
朝鮮		五一、三四九	—	—	三、四三四	—	—	二四、六五七	二三、二五八	四八・〇

右三年平均に於ける各刑百分比の比較

臺灣	—	—	六・〇	七〇・〇	二四・〇
朝鮮	—	—	六・七	四八・〇	四五・三

備考　臺灣に於ては禁錮に該る罪に付ては卽決權限を認められず。

裁判事件に於ては、笞刑は略同率なるも、自由刑と財產刑との比例に著しき差あり。犯罪卽決事件に付ては、自由刑は略同率なるも、笞刑と財產刑との比率に於て著しき懸隔あるを見る。是臺灣の民度が朝鮮より高きと、其の拜金思想に富めるより、短期自由刑に換へて罰金を科し得る、特別法制の存するが爲なり。

統計

大正七年四月中入出監竝月末在監人員

	越員入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較
受刑者	五二、〇二九	六、一六四	四、九五七	五三、二三六	五二、〇二九	四九、一二二	一、二〇七 四、一一四
刑事被告人	四、三〇二	五、〇〇一	五、三〇六	三、九九七	四、三〇二	三、九六七	△三〇五 三〇
勢役場留置者	五四六	五七〇	六三八	四七八	五四六	六六八	△六八 △一九〇
乳兒	三三	一七	一五	三五	三三	三〇	二 五
總計 男	五四、六二六	一〇、九〇〇	一〇、一〇二	五五、四二四	五四、六二六	五一、六〇一	七九八 三、八二三
總計 女	二、二八四	八五二	八一四	二、三二二	二、二八四	二、一八六	三八 一三六
總計 計	五六、九一〇	一一、七五二	一〇、九一六	五七、七四六	五六、九一〇	五三、七八七	八三六 三、九五九

備考　内朝鮮人受刑者男六五人刑事被告人男二人アリ

×印ハ逃亡犯罪人引渡條例ニ依ル拘禁者竝ニ外國艦船乘組員ノ逮捕留置ニ關スル援助法ニ依ル拘禁者ナリ

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

國名		受刑者	刑事被告人	計
支那	男	二五	一四	三九
	女	一		一

大正七年四月末在監者人員表

監獄別	受刑者 男	受刑者 女	受刑者 計	刑事被告人 男	刑事被告人 女	刑事被告人 計	勢役場留置者 男	勢役場留置者 女	勢役場留置者 計	乳兒 男	乳兒 女	乳兒 計	合計 男	合計 女	合計 計
小菅	一、一七六	一、一三六													
東京	一九五	一七	三六〇	六六	三六	七四	四五	一	四六	一		一	九〇九	二七	一、一三六
豊多摩	一、三二四		一、三二四										一、三二四		一、三二四
巣鴨	二、六九五		二、六九五										二、六九五		二、六九五
濱	一、三三五	六九	一、四〇四	七三	一	七四	一九		一九	一		一	一、五〇〇	七〇	一、五七〇
横浜	一、一五三	一四	一、一六七	六八	三	七一	七		七				一、二四八	一七	一、二六五
和	一、一三五	一四	一、一四九	六八	三	七一	七		七				一、二四八	一七	一、二六五
浦	八八八		八八八	三	一	四	六		六				九〇〇	一	九〇一
前橋	八八八		八八八	三	一	四	六		六				九〇〇	一	九〇一
千葉	八四八	二八	八七六	六一	七	六八	三		三				八九四	三五	九二九
水戸	七七七		七七七	三九	八	四七	二		二				八一八	八	八二六
宇都宮	七一七	二九	八四六	六八	一	六九	九		九	二		二	九二八	三一	九五九
長野	一、一九九	三六	一、二三五	一六〇	八	一六八	六		六	一		一	一、三五五	四四	一、三九九

| 府 | | |

大正七年四月末日現在受刑者刑名表

（△ハ減）

刑名	刑期	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	増前月比較	減前年比較
懲役	無期	五二九	二五	五五四	五五七	四九六	△三	五八
	十五年以上	一、〇一四	三七	一、〇五一	一、〇〇六	八三七	四五	二一四
	十五年未滿十年以下	一、四六八	五一	一、五一九	一、五〇一	一、二三五	一八	二八四
	十年以下五年以下	九、一〇一	二六〇	九、三六一	九、四四八	九、三七三	△一二	八七
	五年以下三年以下	七、四四九	二七六	七、七二五	七、六六四	七、〇三三	△六一	六九二
	三年以下二年以下	六、七〇二	三一八	七、〇二〇	七、〇二〇	六、九四〇	八〇	五九三
	二年以下一年以下	九、五九二	三九五	九、九八七	九、八八九	九、三四七	九八	六四〇
	一年以下六月以下	九、〇四五	二〇八	九、二五三	九、〇七〇	八、四五六	三四五	九五九
	六月以下三月以下	四、四四八	九六	四、五四四	四、四四二	四、二一八	二一四	四三八
	計	一、四八六	二〇三	一、五八二	一、三四二	一、三八九	一四〇	一九三
禁錮	無期	五〇、八三四	三六	五〇、八七〇	五一、七八四	四八、八八六	二、〇八六	二、九八四
	十五年以上十五年未滿							
	十年以下五年以下							
	五年以下三年以下							
	三年以下二年以下	一		一				
	計	三		三	三	六	△三	三

刑	一年以下	五		五	五	五		
	六月以下三月以下	三五		三五	三五	三五		
	計	一三八		一三八	一三八	一三八		
拘留	刑	一二六		一二六	一八二	一八四	二	二七
合計		五一、一四二	五	五一、一四七	五二、〇二九	四九、一二二	二、〇七	二、一四
受刑者ノ累犯	初犯	二一、〇九六	一三一	二一、二二七	二一、五三二	一九、二四四	二、〇七五	三、一六三
	累犯	二九、七三八	七二五	三〇、四六三	三〇、二五二	二九、六四二	八七五	八二一
	計	五〇、八三四	八五六	五一、一九〇	五一、七八四	四八、八八六	二、〇八六	三、九八四
受刑者ノ年齢	十八歳未滿	一、八〇四	一四四	一、九一七	一、九一七	一、七六一	三一	一八七
	二十歳未滿	二、五九九	一四五	二、七四四	二、六九六	二、三四四	四八	四〇〇
	二十歳以上	四六、七三九	一、八〇五	四八、五四四	四七、四一六	四五、〇一七	一、一二八	三、五二七
	計	五一、一四二	二、〇九四	五三、二三六	五二、〇二九	四九、一二二	二、〇七	四、一一四

大正七年四月末日現在在監受刑者罪名表

（△ハ減）

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	増前月比較	減前年比較
竊盜	二七、〇八七	九三〇	二八、〇一七	二七、五九九	二五、七七七	四一八	二、二四〇
強盜	二、四一〇	二〇	二、四三〇	二、四二二	二、五一二	八	八二
賭博及ヒ富籤	三、七七八	一〇四	三、八八二	三、五四〇	三、四五七	△三	四二五
詐欺及ヒ恐喝	五、八七五	一一七	五、九九二	五、九五七	五、七三〇	三五	二六二

横領	二、六五二	四四	二、六九六	二、六三〇	二、三三〇	六六	三六六
贓物ニ關スル利	八七四	四六	九二〇	八七五	六六一	四五	二五九
毀棄及ヒ隱匿	四一	一	四二	四四	三二 △	二	一〇
通貨僞造	一八〇	四	一八四	一九〇	二一〇 △	六 △	二六
文書、有價證券僞造	一、二四四	二一	一、二六五	一、一九八	一、二四二	六七	二三
印章僞造	三三	一	三四	三九 △	三八 △	五 △	四
僞證及ヒ誣告	九四	二	九六	一〇二 △	一〇六 △	六 △	一〇
瀆職	五三	一	五三	五〇	七四	三 △	二一
猥褻姦淫及ヒ重婚	三九二	一四	四〇六	三九五	三三三	一一	七三
傷害	一、六三一	二七	一、六五八	一、六一七	一、四七八	四一	一〇
殺人	二、二五〇	一七八	二、四二八	二、四三九	二、三五九 △	一一	六九
嬰兒殺	四七	一三六	一八三	一七三	一五七	一〇	二六
逮捕及ヒ監禁	一九	一	一九	一九	一三	〇	六
墮胎	四〇	八四	一二四	一一六	一一五	八	九
公務執行妨害	六六	一	六七	五三	五二	一四	一五
逃走、犯人藏匿及證據湮滅	三六	一	三六	三三	三三	三	三
騷擾	四〇	一	四〇	三九	一九	一	二一
放火	一、一三八	二六七	一、四〇五	一、四〇二	一、三七七	三	二八
住居ヲ侵ス	二一六	一	二一七	二〇四	一八一	一三	三六
略取及ヒ誘拐	八七	一三	一〇〇	一〇〇	八九	〇	一一
其他	二三三	二一	二五五	二五〇	二三七	五	一八
計	五〇、五一六	二、〇三三	五二、五四九	五一、四八六	四八、六一二	一、〇六三	三、九三七

陸海軍刑法	二九	三	三二	二二	三三	一〇 △	一
森林法	一六〇	一	一六〇	一五二	一三〇	八	三〇
徴兵令	一五	一	一五	八	一三	七	二
郵便竝電信法	三五	一	三五	三八	三二 △	三	三
其他	二六〇	一	二六〇	二一二	一五二	四八	一〇八
計	九五	五	一四八	八六	一二九	六二	一九
警察犯處罰令	三二	三七	三七	二五	二一	一二	一六
廳府縣令及ヒ警察令	六二六	六一	六八七	五四三	五一〇	一四四	一七七
計	五一、一四二	二、〇九四	五三、二三六	五二、〇二九	四九、一二二	一、二〇七	四、一一四



寄書

囚人の診察

水戸監獄　沼畔浪人

病氣の診斷治療は甚だ六ヶ敷い、診斷に醫師の卓絕せる、他覺的診査の必要なるは云ふまでもないが、既往を深く聞き、自覺症狀を精細に問診することも勿論に出來ない、之れ等の既往症、自覺症の問診と最後に十分なる他覺的及び理學的探求の結果稍正確なる診斷が下されるのである。

然るは囚人診察の場合に於ては既往症及び自覺症に常人診察の時の如く信賴し難い場合が多い、彼等に自己の意志を滿足せしめんが爲に、且つ或目的を果たす爲に、種々の虚言をはき、或は誇大の訴をなすものである、さうでなくとも困難なる病氣の診斷が、監獄醫に於ては益々加重し、責任が重くなるのである。

近來頻りに見聞する囚人個性の觀察は戒護上、敎誨上非常に重要の意義を有することであるが、監獄醫の囚人診察上に於ても同樣に、忘れることが出來ない程緊要なるものと思惟するのである、彼等の個性を觀察し能はない醫師は、如何に技術が優れて居るとも、終に病氣診斷の確實は期し難いであらう、個性觀察が鋭敏なればなるほど、病機の觀察が徹に達するのである、前述せし如く在監者に於ては作業上の目的の爲に、或は食物に對する自己の慾求を滿足せしめむが爲に、殆ど一個の病氣として受け取れ難き程の自覺症を訴へ、又自己の言動を辯護せむか爲に誇大に訴ふるのである。一面に於ては、かゝる卑劣手段以外に獄内に於ては、病氣なる恐怖に襲はるゝことの深大なるは容易に觀取し得らるゝので、多少なりとも異狀の感覺が身體の一部に起れば、彼等の意識は絕えず異狀感覺部に集注せられ、疾病觀念にとらはるる樣になり、終に全意識が疾病觀念により占領せらるゝに至るのであらう。如何なる累犯者にても――其累犯囚人は監獄内生活の苦痛に習慣して何等の感覺も反響もない樣に見ゆるものでも、獄内に於て死亡することに對しては非常なる恐怖を有して居る、縱令無期懲役に甘じて居るものでも、猶獄内に於ける死といふことには大なる不安を有する樣に洞察し得られる、されば各自の生命を安全ならしむるために、彼等の有する疾患を暫くも意識以外に置くことが出來ない、病苦は四六時中强迫觀念の如くに其意識を支配し、何物もその位置に代ることが出來ぬ。たとひ苦惱の極めて輕微なるとき、或は全く去つた間際に於ても、その意識の下層は依然として疾患によつて占領せられて居る。故に近き過去の病苦も、現在存するが如くに訴へ、現在有する些細の症狀も誇大に訴ふることが多いのであるから、囚人診療の任に當るものは、彼等の個性を十分綿密に觀察し、彼等の特性を深く洞察して彼等の隱匿せる卑劣な人格に陷れむとする意志を除去せしめ、眞心なる意志を觀取し左右する樣に注意を怠つてはならない、決して彼等の意志によりて吾人の意志を動搖せしめてはならないのである。而して自覺に信賴して深重なる診察をし病氣を斷定しなければならぬのである。監獄醫中往々多數患者を短時間に診察することを得意とせらるゝ樣に思はるゝ人のあるのは、誠に遺憾に堪へない、短時間であればある程粗漏といふことは免れ得ないと思ふからである。

猶囚人診察について緊要なのは醫師の態度である。在監者に對しては常に嚴格にして少しの隙をも與へてはならない、決して意識感情の移動を見拔かれてはならない。彼等の通弊として若し對手の心象に何等かの間隙動搖があるならば、直に乘じてそれを利用しようとするからである。而も彼等は對手の一擧一動により鋭敏に其心象を觀察し弱點を捕捉するのであるから、監獄醫たるもの

は此點に就て深く心しなければならない、然らざれば全く醫師の面目を失墜し、權威を保つことが出來ないのである。某監獄に於て某囚から聞いたことがある「某醫師の時は色々の無理を言つて休養を度々貰つたが　」とこれ全く在監者より其虛に乘せられ、且利用せられて居た反證ではなからうか、斯樣なことでは該囚に對して全く醫師の權威が保たれて居ないのである。

以上述べた嚴格に附隨して忘れることの出來ないのは彼等に對する境遇上の同情である。而も熱烈なる、燃ゆるが如き同情でなくてはならない、彼等は規律といふ武器によりて威嚇せられ、食物と作業の苦痛に壓迫せられて、日々冷やかな、無味乾燥な生活を繰り返して居るのであるから、僅の言ふに足らない同情心にも直に反應して、寂寞たる枯れ果てた心を慰め暖めやうとするのである、まして熱烈なる同情心に出會ふ時は、恰も孤船　大洋中難破に際し良灣を發見せし時の樣に急き寄りついて喜び、自己の踏んで來た境遇を顧みて心の奥底より恥づる樣に、今後の經路を今更の如く危ぶむ樣に見ゆるのは、實に當然の事である。されば此瞬間に於て——時間の經過に長短はあるだらうが——必ず自己の犯した罪惡に對する心の戰は何れの囚人にも起るであらう、同時に後悔し、將來に對する自己を戒しめる心の閃が確に起るであらう、かゝる心の境遇に導きて後診する事は、病氣診斷上非常に有利である。卽ち彼等は彼等の心情を全く對手の意志に同化せしめられて、所謂囚人心理の狀態から脫し、總て信を語り訴へ卑しむべき慾望を擲ち、心身の全部を醫師に委ねる樣になるのである。信を語り訴へるならば診斷上有利であるばかりでなく、慾求を擲ち病氣に對する苦痛については小兒の如くになつて、醫師に一任するから治療上に於て——殊に精神的治療上に大なる利益を齎すのである。敢て我田引水の如くではあるが次の經驗を得て居る卽ち——

或囚人が南中を非常に跋行しながら臨時診察を受けに來た、精神體共に稍憔悴し疲勞せる面持であつた。彼は余の記憶せる範圍に於ては最初七日間三分の一の減食懲罰に處せられた、執行前體格檢査を受けに來た時、七日間といへば相當に重い懲罰であるから、かゝる破目となつた彼の不心得を、衞生、生理學上の見地から諄々と說き聞かせ、同情心の表徵を示したが、彼は表面的ながらも今後改悛すべき言辭を殘して去つた。解罰後日ならずして、再び二日間の懲罰を言ひ渡されて、體格檢査を受けに來たから、大喝に其不心得を難詰し後漸く言を柔げて、減食に依つて及ぶ身體的害毒を復說き聞かせたが、深く悔悛せし如く口外して余の同情にすがり猶一層進んで利用しようとし懲罰延期を願ひ出た、然し許可しなかつた、數日して三度減食懲罰を受けた、そして解罰後臨時診察に來たのである。此時は三度の減食により一貫攻餘を減じて居つた。彼の訴は右下肢を動かすことによつて非常なる疼痛を發するから機織作業に從事すること能はないといふのであつて、涙ながらに休養を願ひ出て來た。余は直に彼の訴の誇大であつて、如何に表情をつくらうも虛言であるだらうとの直覺を得た。試に大聲にて最初叱りつけ、次で自覺症につき尋問したが彼は曰く「監房にても先生には決して虛言は言へない、今迄の樣に鼻の先を手で摩擦して體傷と詐り藥を貰ふわけにも行かないから、決して虛言は吐きません。實際疼痛甚しいのである」と飽くまでも彼の意義を貫徹しようとした、そこで余は言を柔げ中に藏して居る同情心を開放して「其方には誠に同情する、度々懲罰を受くる樣になつたのは、其方の不心得であつた結果とはいへ、體量をかくまで減少したのは實に可愛想だ、大に同情する。其方の如き未だ年若いものは、植物と同じことであつて、春の間に十分營養を良くしなければ、身體の發達强健といふことは望むことが出來ない。殊に監獄

に於ては然うだ、休養も輕役も汝の望む通りに與へたい、然しよく考へよ、休養輕役になれば身體は樂になりて、素人考へではよいやうであるが食等が減ずるのだ、又下肢の疼痛は其方が訴へる程疼痛はない筈だから、今晩就寢後よく、只今の言葉を思ひ浮べて反省して見よ」と說き聞かし歸したが彼は涙を流して感謝した。果して其涙が心の奥底より出た純潔眞實な涙であるかどうかは知らないが、少くも其瞬間に於て彼の意識を自由に思ふ通りに動すだけの力を余は得たのである。これは全く彼れの淋れ枯れ荒むで居る冷き心が遇然にも余の同情に反應したからである、而も明瞭な反應色を呈したのだ、



雜纂

○予は看守諸君と語る

典獄　有馬四郎助

我が親愛なる看守諸君、諸君は今物語らんとする予の名を見出さるゝや、必ず先づ司獄界近時の大失態たる、小菅監獄破獄逃走事件を聯想せらるべし、之れ尤もあるべきことにして、予も亦た之に就て物語るを適當の時機と信ずる也。

それ逃走事件の司獄上の失態事たるや論なき所にして、中にも今回の如き類例稀なる大過失に至つては、責任の歸する所も廣かるべけれど、第一當面の全責任者たる予の罪や、決して重からずとせず恐懼眞に措く能はざる所、有體に云へば斯かる場合の引責は、或は唯だ懲戒處分さへ經なば、それにて事濟むと云ひ得んも、深く內に省みれば

それにて償罪の道全く盡きたりとも思へず、卽ち國家社會に對し相濟まずとの感念は、容易に消え去るべきに非ず、之何人の良心にも起らざるを得ざる責任感念なるを如何、而して今や、予の悶心實に此に存するのみならず、之が爲めに我が僚友全體の信用を害したること尠からざる點に對しても、予は大に陳謝すべき理由あるを痛感する也。

事件の顚末は曩に詳細を具して各監獄に報告したれば、或は多少參考の資に供せられたる點もあらん要するに本事件發生の基を糺せば、主として監獄の首腦たる典獄が部下の訓練監督を怠りたるに歸すと云ふは勿論にして、其責任も亦た一に典獄に座すと云ふは勿論にして、其責任も亦た一に典獄に歸すと斷ずるを洵に至當の事と爲す、彼にして果して適當なる材幹を有し熱誠事に當らば、假りに其手足たるべき部下職員に缺くる所ありとするも、能筆は筆を擇ばずと云へる諺の如く、如何樣にも有用に使役し、決して事に差支へあらしめざるべき筈也。況んや缺くる所なき部下職員ある

に於てをや、故に予不敏といへども聊か茲に心得あれば、若し出來得べくんば責任を一身に引受け他に其累を及ぼさゞらんことを本望と爲せども、如何せん職務は凡て部分的に其責を負はしめらるるが法規の定めなれば、唯だ一人の犧牲を以てしては之が引受を允さるべくもあらず、是に至りて彼等部下一般の境遇を察し事情を知悉する者、誰か又た一掬の涙なきを得んや。

然るにても之に就て學ぶべき要件ありと云ふは、如何なる失誤失態も多くは其罪、方法に在らずして人にあると云ふこと也、現に今回の事件とても之を綜括的に觀察して、確に過失の罪は其方法に在らずして、其人に在ること明々白々の事實也。切言すれば監房身體器具の搜檢法の如き、又た監房內外巡警法の如き、之が方法としては何れも善く備はらずと云ふことなく、卽ち方法の備はらざるより生じたる失策に非ずして、唯た之を忠實に勵行せざりしと云ふ人の罪より生じたるもの

なるは掩ふべからざる顯著の事實とす、然るに動もすれば人よりも方法に重きを措き、唯だ何事も方法さへ善ければ萬事成るべしと思ふの結果、兎角に過失あれば則ち直ちに其罪を方法の惡きにかこづけて、以て已が責任を免れんとする弊なきに非ず、之れ大なる量見違ひにして且つ唾棄すべき卑劣の心事也と云はざるべからず。

吾人は敢て方法を度外に視る者に非ず、方法素より必要也、唯だ方法を過重視して人を過輕視するの弊を脫却せんことを切言するのみ、只だ夫れ砲後の人と云へり、吾人は言はんとす只だ夫れ法後の人也と、嘻夫れ法後の人哉。

○雨期閑談

霜　輸

□梅雨霏々　として連日閨らく、天地鬱陶として心身漸く弛緩せんとす、四季の內萬物倦怠の色を顯すは正に此ときにありと雖も、一面に於て此陰々の時を利用し、徐ろに心神を養ひ、靜に理性を培し、皷舞せず、激成せず、聲色の壯なるを避け、光焰の揚らんことを求めず、持長耐久、各其任務の向上最善を策することに勗むべきなり。

□鶴九皐　に鳴て聲天に聞ゆ、とは詩經に誌するところなり、上野に於ける動物園淺草に於ける花屋敷等鶴を飼ふ、夜警の語るところに依れば他の猛獸巨鳥よりも聲の高きは鶴なりと、九皐に鳴て聲天に聞ゆるの理、こゝに容易に實證せらる、聲高きが故に貴とし、聲の低きを猫撫聲と云ふ、此聲たるや往々にして野心を包藏す、故に油斷すべからず、然れど又呵々大笑する男子の聲に故造聲なきにあらず、只夫れ誠心あり確信ありて出するの聲は高くして清し、鶴の一聲、これ又鶴の鶴たる所以にして、一聲なるか故に尊し、蛙鳴蟬噪、千言萬語、只徒に其聲を大にして、一時の快を貪らんとするは迂なり、扨又

風聲鶴唳と稱し行政整理又は老朽淘汰の際官廳を騷がすに至りては鶴も亦悲慨者たるを免かれず。

□玉磨　かざれば光なし、事は刻苦に依て大成す、凡人刻苦するも天才者の域に達し能はずと雖も、天才者又刻苦に依て其天才を發揮したるものなり、天賦の才ある者も刻苦せざれば凡人と同じかるべく、凡人刻苦すれば天才者の壘を摩するを得べし『十で神童十五で才子二十過ぐれば只の人』と云へる俗歌あり、これ多くは其才氣を恃んで刻苦せず怠惰放縱に流れて天賦の才能を無視したるに職由せん、油斷は大敵なり、勉勵刻苦は必ず汝を玉とすべし。

□同病相憐　と云へることあり、齒を病める者は齒痛の程度を知らざるか故に、其患者を氣の毒に思へども所謂同情の心淺し、屢愛兒を喪へる者は咳嗽を發せる路傍の小兒にまで心を配ることあり、世態多くは己を以て人をはかる、己の經驗なき處には同情殊に少なし、囚人の處遇、出獄者の保護、尙に難事ならずとせんや、只智者は經驗以外に一視同仁の美德を垂れ、賢人は深く慈愛の眼を以てこれに臨む遺策なき所以なり。

□責任の自覺　と良心の苛責に堪へず死を以て責務　謝したるは府下商品川碑文谷に於ける兩名の踏切番なり、一般に責任の觀念薄らき行く今の時に於て而も社會の低級に於て此事あり、殊に其死するの時、聊にても政府に損害をかけては相濟まぬとて殊勝にも官服を脫いで之れを宿直室に置きたりとの一事に至りては如何に其責任觀念の深かりしやを推するに難からず、倫理學上よりする自殺の可否は暫く措き、其能く責任を自覺し從容として死に就きたるの點は眞に同情に堪へざるなり、而して又此事實が社會風敎の上に偉大なる敎訓を與へたることを信じて疑はず、茲に此悲慘の事實を目して日本魂の發露なりと稱揚す、敢て過賞にあらざるなり。

通信

○浦和監獄職員家族懇話會狀況

五月二十六日（日曜日）午後一時より監獄構外演武場に於て第十二回浦和監獄職員家族懇話會を開催す當日は天氣晴朗、會員は正午頃より相率ゐて參集し會するもの二百餘名、定刻午後一時開會會長たる白井典獄は例の如く開會の辭を兼ね大要下の如き一場の訓話を爲せり茲に第十二回の家族懇話會を開き會員諸氏と相見ゆるを得るは寔に欣喜に堪へざる所なり此會に對する會員諸氏の趣味と實益とが益〻加はるに從ひ一層家庭に其の效果を現はし又同時に主人の勤務の上にも其の成績の益良好なるを見るに至れるは之れ皆家族協和一致の結果にして寔に滿足とする所なり飜て觀すれば物價は依然として昂騰し前より度々申す如く歐洲戰爭の終局を告げざる間は到底物價の低落を望むべくもあらず又假令戰爭が終熄するも戰後に起る諸關係よりして物價の急に復舊すること想像し難し如斯一時的の關係にあらざる經濟狀態の不安の間に處し一定の俸給に生活するもの殊に下級の職員の方々は經濟上非常に困難を感せらるゝは寔に察するに餘あり乍然こは一つに家族諸氏の心懸に待つところ大にして此難關に處し節約に節約を加へ一家の體面を維持し主人の威嚴を損せざる樣努めざるべからず而して此の物價騰貴と生活難に對して政府に於ては種々苦心せられ一面に物價の調節を計らるゝと共に一面に於ては此四月一日より更に判任官以下の役人に對して時局の影響の存する間俸給の外每月俸給の二割五分を給與せらるゝことゝなりたるは寔に幸福の至りなり然し一家の主婦たるものが之れに心を弛むる樣のことありては相成らず手當などは何時止むか知れざるものなるを思ひ之れは不時の用に充つるの覺悟にて之れには依らず常時の收入が生活の基礎なることを思ひ以て生活の資力を計り家庭の狀況、世間の振合等に鑑み諸般の事物を解し種々の關係を明かにし各其分に安んじ主人と一致の精神にて勤儉力行以て家庭を治め兒童の敎養に努め主婦が一家和合の中心となり立派に家庭を維持することは緊要なり此精神上の訓練が最も必要なることは常に主人たる職員諸氏に訓話し居り又家族會に於ても常に話し居る所なるが今日に於て此鍛煉を少しにても弛むる樣のことあらば取り返しの付かざる失態を釀す樣のこと生ずるなきを保せず充分注意あらむことを望む云々と述べ次に當日招聘したる川面埼玉縣師範學校長は「思ひ遣りと讓り合ひ」の題下に種々引例し有益にして且つ多趣味なる修養談あり言々句々熱誠を罩め又諧謔の裡に一面の眞理を說かれ兒童に至るまでに傾聽せしめたり後餘興に移り琴曲、義太夫、手品、落語、升踊等あり此間は午後五時三十分なり。

豪釈

○受刑者の逃走　窃盗八犯懲役十二年小池岩吉、同十犯懲役十五年三浦庄藏、同七犯懲役十五年竹原正吉、同七犯懲役十二年大川鶴吉、同八犯懲役十五年市岡八郎、同三犯懲役十五年服部章の六名は孰れも小菅監獄に於て就役中なりしが是等は一房に收容せらるゝ者にして兼てより逃走の共謀を企て居り遂に五月廿三日午後十一時過ぎに至つて破獄逃走を爲したり今其の顚末を記さんに逃走の數日前工場にて使用の鑿鋸數の記載を窃かに書直して鐵三挺を盜み取して監房格子鐵ボートの切斷に着手し出役中は其個所に古布を卷き置き巧みに監房點檢者の眼を眩し數日にして漸く徑六分のボート二本を切斷し得たるより愈逃走の期熟したるまゝなし前記六名は夫に監房を脫出し修繕工事用として圍籬を施し構內に置きありし木材足場板を以て內塀及外塀を踰越し暗に紛れて東西に遁逃したるなり、一方監獄に於ては翌二十四日午前零時十分此事件ありたることを發見し直獄内の各職員必死となりて潛伏の見込ある個所を限なく捜索一個は要所へ職員を派遣し偵察に努めしめたり然るに二十四日午前二時頃に至り逃走者の一人服部章は本所向島

警察署の手に逮捕せられたるも他の五名は逃走の跡更に明かならざるより所轄警察署及東京附近の各縣并に逃走者の原籍各警察署に通牒し捕獲方を依頼せしも其の後手掛り無かりしが二十七日に至りて三浦庄藏は千葉縣松戸警察署野田分署の爲めに逮捕せられ又小池岩吉は三十一日茨城縣谷田部警察署の手に逮捕せられ孰れも小菅監獄に歸復したるも他の三名は今に逮捕に至らざるは遺憾と謂ふべし

○逃走者の逮捕　去る四月四日名古屋監獄岡崎分監拘禁受刑者波多野覺逃走の件は前月號の本誌を以て之を報道したる處なりしが右逃走者は四月二十日大阪府北警察署に於て捕獲せられたる由

○受刑者の逃走逮捕　福島監獄若松分監在監受刑者窃盜犯懲役六年累犯五入小山友榮、同懲役六年累犯四入桑原勇平の兩者は四月二十六日兩人職鎖連伴にて職員官舍を建築中作業上の鑿鋸を取寄する旨戒護看守に申出たるを以て之を許可したるに兩人は中々歸着せざるを以て不審を懐き其趣きたる工場に至り見るに其姿を發見せざるより直に逃走と認め附近要所に看守を配置し嚴重に捜査を爲したるに午後四時三十分就業場を距る南方十町若松區裁判所廳舍の一部炭小屋内に潜伏せる處を逮捕したり。又福岡監獄に在監せる窃盜并に住居侵入の懲役二年初犯者鶴田猪之吉及窃盜懲役八月初犯吉武傳雄の兩名は五月四日棟瓦工場に出役中午後五時頃共謀し同工場北部の竹柵を破壊し逃走せるを即時に立會看守の發見する處となり直に追跡し監獄を去る三丁の畑場に於て兩名共逮捕せられたるが之等兩者は未だ若年にして無分別の餘り此の擧に出でたるものなりと。

○刑事被告人の逃走未遂　佐賀監獄に於て收監中なる傷害犯被告人齋藤與市は佐賀地方裁判所の召喚により四月二十五日出廷せしに懲役五年の言渡あり歸途準備の爲め手錠を施し出入口に於て下駄を穿たしめんとする際突然表門に向ひ疾走したるも同門前に於て取押へられ、又岡山監獄津山分監拘禁中なる賭博犯被告人四入本田瀧一は去三月六日津山區裁判所公判に出廷の爲め押送して同所構内假置場に收容中午後一時三十分頃下駄の鼻緒を鋏け度旨の願出に依り出房せしめし處裁判所横手の非常門開扉せるを幸とし此所より疾風の如く逃走せしかば戒護看守は追跡したるも遂に其跡を失ひたり仍て之が逮捕のため百方捜査に努力する所ありたるも其手掛りなく甚だ遺憾の極なりしが其後其居村に歸り居るを探知し警察官の手に依り五月下旬遂捕せられ三十日津山分監へ收容せらる。

○被告人の獄房損壞　窃盜詐欺入監四度葛西幸松、窃盜入監十四度深尾秀松、窃盜入監五度中村杉松窃盜入監二度宮脇友吉強盜殺人入監三度濱田德一の五名は孰れも顔書の通名被告人として神奈川監獄橋通出張所に收監中の處共謀して破獄逃走を企て拾得物藏したる二吋の古釘を以て房扉内面下枠の上端を穿ち除けつゝある現狀を四月二十二日午前零時二十分頃戒護看守に發見せら

る。又宇都宮監獄在監窃盜及强盜傷人事件刑事被告人池田榮吉は五月二十七日午後二時頃逃走の目的を以て雜居房の羽目板を破壞に着手せしも同房者の發見する處となり切に之を諫められたるより喧嘩を爲し爲めに喧擾の結果專發覺したり其破壞に用ひたるは本人の語る處に依れば竹揚子の竹を用ひたりと謂へ共貸與の布團の中に古釘二寸のもの一本を包藏し居りて實際は之を使用せるものならん。又松江監獄鳥取分監に拘禁中の詐欺文書偽造行使并に逃走罪刑事被告人山根好藏は五月二十三日午前四時二十分頃戒護看守巡警の節房内を覗察せんとして監房板壁に凭れ掛りたる際不圖該板壁の破壞しあるに氣付き直に當直看守長と共に檢査すれば本人は恰も熟睡せるものゝ如く裝ひ居るも疑も覗察孔側約八寸を弓狀に削取り尚其側面下部をも切取りありて已に脫出逃走の準備全く爲り居たるものなり。

○受刑者の逃走　函館監獄拘禁受刑者窃盜懲役五年成田金四郎は五月十二日午後二時十分頃幼年工監新築に出役中紛れて拾得せる銕線屑を繩狀に捻し合鍵を作製し隨に乘じて就役場を脫出したる上構内厩舍に忍入り馭者私有の被布、頭巻、手拭等を窃取し前記合鍵を利用して接見外來者通用潜門を開き構外に脫出し板塀外なる暗舍内に於て纏に窃取せる被布其他を獄衣の上に纏ひ逃走せりされば監獄に在りては事の發覺すると同時に出役囚全部を道房せしめ一面非常召集を行ひ警察署と協力捜査逮捕に努めたるに一方逃走者は直に海岸に至り折しも繫留中の通船内に潜伏し日沒を待ち獄衣を脫し被布に着換へ區内の不在中なる民家あるを奇貨として茲に忍入り衣類數點を窃取しこを着し遊廓を徘徊中函館警察署の手に捕へられたり。

○囚人監獄醫に傷害を加ふ　三池監獄在監囚窃盜三犯懲役八年五月江上榮は舊、同監獄監獄醫某氏に對し其診察不親切なりとて惡感を懐き居たりしが去る三月中に暴言を吐き爲めに懲罰に處せられたるより尚來一層不快の念を增し時を覗ひ居たり然るに四月二十二日加害者江上が就業せる機織工場に右監獄醫が診察の爲め入り來るを見受けたるが加害者は時こそ來れと受診に藉口して何氣なき體を裝ひ監獄醫に接近し突然作業用小鋏を以て不意に同監獄醫の左頬部に切付け治癒五日間を要する外傷を負はしめたり加害者は直に取押へられ同日收監せらる。

○受刑者の傷害　靜岡監獄受刑者懲役三年窃盜二犯佐久間眞吉は平素より感情上面白からざるを根に持ち五月三日午後八時三十分頃抄紙鑑斷仕上工場に出役中突然作業用約一尺のスパナを以て同工場にて就業中の窃盜三犯懲役二年六月松本眞義に顳かみ頭部を二回殴打し撲倒し更に返す手にて二三回彼方にて折紙中なる窃盜二犯懲役二年河合精一の頭部を殴打し引返さんとする處を增當看守が取押へ被害者は直に病監に收容し診斷するに眞義は休業四週間を要し精一は休業二週間を要すべしと。

○同囚を殺す　大阪監獄在監殺人初犯無期懲役四宮田春次（明治十四年生）は曾て金錢上の貸借關係より義叔母の無情を憤

り之を殺害したる件に依り本年四月十日刑の確定により入監したる者なるが曾來偶發の狀態にして精神に異狀あるもの、如く自殺の虞あり特に戒護上注意する處ありしが五月十三日午前零時五十分頃突然監房内便所の蓋（長三尺）を取外し同房囚なる賭博初犯懲役三月阪田廣吉が熟睡中なるを見濟し其頭部及顏面を毆打して重傷を負はし次で叔母を殺したる序に皆を殺しくれんとて他の同房者四名をも毆打したる騷ぎに恰も巡回中なる戒護看守は異樣の音響と高聲を聽付け直に現場に來り鍵歷兒巻を奪取し一方被害者廣吉は出血甚しく直に病監に移し應急手當を施したるも同日午前二時遂に絕命したり而して他の四人は幸輕傷なるを得たるも加害者春次を取調ぶる處に依れば殺したる叔母が毎夜來りて安眠出來ず皆の者が自分を憎みたる故殺りたりとのみにて被害者廣吉の死を告ぐるも平然更に意とする處なく叔母殺害の惡夢より精神昂奮の結果發作的の所爲ならんと認むる外原因なく直に事件は訴追せられたるも春次の精神狀態に就ては京都醫科大學に於て鑑定中なり。

叙任

金百二十五圓賞與（死亡）　典獄補（福岡）　原口龜市
任看守長熊本監獄勤務ヲ命ス　看守（鹿兒島）　大田彦治

前橋監獄勤務ヲ命ス　教誨師（大分）　龍野善立
大分監獄勤務ヲ命ス　教誨師（佐賀）　能富結照
佐賀監獄勤務ヲ命ス　教誨師（前橋）　生三俊隆
大阪監獄勤務ヲ命ス　看守長（水戸）　上田清三郎
給七級俸
任典獄補叙高等官八等　看守長（名古屋）　阿部智彦
名古屋監獄勤務ヲ命ス給七級俸　教誨師（札幌）　中澤亮雄
叙從七位　看守長熊司法技手（大阪）　安東龍男
任典獄補叙高等官八等　典獄補（廣島）　富樫源治
福岡監獄久留米分監長ヲ命ス給五級俸　看守長（名古屋）　德江鵜太郎
給六級俸
依願免本官金六十圓ヲ賞與ス　看守長（德島）　寺澤政郎
名古屋監獄勤務ヲ命ス
給五級俸　典獄（勝所）　推名通藏
大阪監獄へ出張ヲ認可ス　正八位（沖繩）　我部政仁
叙勳八等　正八位（宮崎）　永田庄助
叙勳八等　司法省監獄局長　谷田三郎
靜岡監獄及小田原分監へ出張ヲ命ス

司法省監獄局長靜岡監獄へ出張ニ付キ隨行ヲ命ス　司法屬　渡部新平
任看守長　看守（山口）　内田鹿一
山口監獄勤務ヲ命ス給十級俸

（名）　典獄補（宮都）　赤城一雄
（通）　典獄補（名古屋）　阿部智彦
看守長（宇都宮）　大曾根吉太郎

叙正八位
任看守長
神戸監獄勤務ヲ命ス賦拾七圓ヲ給ス　看守（神戸）　青山喜十郎
德島監獄勤務ヲ命ス　看守長（神戸）　大井彦吉
參拾八圓ヲ給ス
監獄ノ醫務衞生ニ關スル事務ヲ囑託ス手當月賦拾圓給與（司法省）　巢鴨監獄監獄醫　芥川信
任看守長　看守（長崎）　田中重四郎
神戸監獄勤務ヲ命ス給十級俸
給七級俸　看守長（長野）　岩館久榮
依願免本官
休職ヲ命ス　看守長（松江）　後藤要
依願免本官　典獄補（名古屋）　阿部智彦

會報

○典獄會議

本年に於ける典獄會議は前號所報の如く五月十日より七日間司法省に於て開會せられ其日程は既報の如くなり、尚司法大臣の訓示は先例に依りて便宜諮詢欄に掲げたり谷田監獄局長の訓示演說は次號誌上に揭載すべし今回の同會議に於ける注意事項は左の如し

▲注意事項

一　戒護以外ノ事務ニ看守部長ヲ配置スル場合一部ノ主任トシテ事務ヲ擔任セシムルニアラスシテ雇又ハ看守ニ於テ辨シ得ヘキ事務ニ高級ノ看守部長ヲ配置セル向アリ斯ノ如キハ經濟上不利益ナルノミナラス明治四十二年三月監秘甲第六號通牒ノ趣旨ニモ背戾スルモノナレハ斯ノ如キ

事實ナキ樣注意ヲ要ス

二　大正二年十一月司法省職參第八六七號訓令ニ依リ其廳判任官ニ對シ司法省名義ヲ以テ本分監ニ渉ル轉勤ヲ命スル場合ニ其辭令ニ「本監勤務ヲ命ス」「何分監出張所勤務ヲ命ス」ノ文詞ヲ用キルモノアリ右ハ將來「何監獄勤務ヲ命ス」「何監獄何分監出張所勤務ヲ命ス」ト記載スルヲ要ス

三　監獄職員ノ罷免上申書ニハ左記事項ニ關スル調書ヲ添附スルコトヲ要ス

一　罷免スルノ已ムコトヲ得サル內情

一　在官職年數、勤務ノ成績

一　罷免ニ際シ昇級賞與ノ要否、其金額、豫算支辨上ノ意見

四　勤等陞敘ノ上申書ニハ前敘勳當時ニ於ケル官職名（軍人ニ在リテハ兵種階級）及其勳記番號ヲ詳細記載スルヲ要ス

五　奏任待遇職員及判任官ノ賞與額ニ圓位未滿ノ端數ヲ附シ又ハ年度末ニ至リ零細ノ豫算剩餘額ヲ以テ極メテ少額ノ賞與上申ヲ爲スモノアリ將來ハ可成之ヲ避クルノ注意アルヲ要ス

六　監獄判任官ノ懲戒事件申裁判ノ結果ニ因リ懲戒ノ當否ヲ決スヘキモノニ付テハ明治三十六年三月職參第二四五號通牒ニ依リ確定判決書ヲ添附スヘキ儀ノ處往々之ヲ怠ルモノアリ將來一層注意ノ上當該事件カ刑事訴追中ノ行爲ニ對スル監督不行屆ヲ理由トシテ懲戒問題ヲ惹起スヘキ性質ノモノナルヤカ又ハ事件其モノカ刑事訴追ヲ受ケタル場合ナルトキハ刑事裁判ノ確定後直ニ其判決書謄本ヲ送付スルヲ要ス

七　刑期ノ計算ハ人權ノ消長ニ直接ノ關係ヲ有スル重要事項ナルヲ以テ典獄又ハ分監ノ長ハ常ニ擔當者ヲ督勵スルト共ニ必ス躬ラ之ヲ調査シ其正確ヲ期スルノ注意アルヲ要ス

八　在監者ノ犯則行爲ニ對スル各監獄ノ懲罰種類ヲ見ルニ甲監獄ニ於テハ主トシテ作業賞與金ノ減削ヲ科スル例ナルニ乙監獄ニ在リテハ殆ント

之ヲ適用セス又或監獄ニ於テハ最多ク叱責ヲ科シ他ノ監獄ニ於テハ極メテ希ニ之ヲ科スル等懲罰ノ適用著シク一方ニ偏スル嫌アリ懲罰ヲ科スル場合ニハ其犯行ノ種類ニ應シ本人ノ性格等ヲ斟酌シテ之ニ適應スルモノヲ選ムノ注意ヲ要ス

九　假出獄ニ因リ釋放セラレタル者刑法第二十九條第一號乃至第三號ニ該ルコトヲ知リ監獄法施行規則第百七十五條ニ依リ之カ申報ヲ爲ス場合ニ於テ假出獄中ニ於ケル本人ノ行狀再犯ニ至リシ動機其他參考ト爲ルヘキ事項等ヲ記載スヘキ旨曩ニ注意スル所アリタルカ往々其記入ヲ缺ク向アリテ取消ノ決定上支障勘ナカラス爾今之カ記入ニ注意ヲ要ス

十　作業素品ハ一製作命令每ニ其所要數量ヲ精確ニ調査シ過不足ナキ樣交付スヘモノナルニ當初ノ調査粗漏ノ爲素品ニ過剩ヲ生シ多數ノ不用素品ヲ工場ニ藏置セル向アリ素品交付上注意ヲ要ス

十一　農作用種子肥料ノ類ハ消耗品ノ取扱ヲ爲スヘキモノナルモ收穫品ノ原價ニ計算スヘキモノニ付素品トシテ官司業農作原簿ニ揭記ヲ要ス

十二　受負工錢額變更ノ場合ニ於ケル申報方大正五年十一月注意事項十七ヲ以テ注意セシ處右ハ監獄作業規程第二條ニ依リ見積工錢變更申報ノ際該申報書ニ一欄ヲ增シ一日十時間（夜業ハ一時間ニ對スル工錢）ニ對スル受負工錢額ヲ揭ケ受負者氏名、保證金額ヲ種目中摘要欄ニ記シ受負業契約書竝ニ工錢表寫ハ添附ヲ要セス

十三　作業時間伸縮ノ申請書類中往々內容完備セサルモノアリ將來ハ申請ノ事由竝ニ時間伸縮ニ依ル作業時間表ヲ添附スルヲ要ス

十四　作業ノ廢止ハ其報告ヲ爲スモ內容不備ニシテ整理上支障アルヲ以テ爾今左ノ事項ヲ具備スルヲ要ス

一　作業ノ種類及種目

一　作業ノ認可年月日
一　作業ノ廢止年月日

監外作業ノ廢止報告モ亦之ニ準ス

十五　在監病者ノ内患者數ノ最大多數ヲ占ムルハ胃又ハ腸加答兒症ニシテ大正五年中ニ於ケル該患者數ハ實ニ一萬七千二百八十七ニシテ各種疾病ノ首位ヲ占メ凍傷患者ハ第五ノ順位ヲ保チ三千三百五十五ヲ算ス由來胃腸病ト云ヒ凍傷ト云ヒ孰レモ社會勞働者間ニ此種患者ヲ見ルコト至テ稀ナリ然ルニ作業ヲ强要スル監獄ニアリナカラ老弱壯年ノ各階級ヲ通シ其疾病ノ多キハ粗食モ其一因タルヘシト雖モ要ハ勞力ヲ要スル勞働作業寡キニ起因ス施設作業ノ種類選擇ニ於テハ一層ノ注意ヲ要ス

十六　製作命令ニ基キ素品ノ交付ヲ爲シタルトキハ物品出納簿ニ登記セス成工ノ際ニ至リ交付ノ日ニ遡リ該日付ヲ以テ拂出ノ登記ヲ爲ス向アリ右ハ大正二年九月監甲第八五九號通牒ノ趣旨ニ從ヒ素品交付ノ時々物品出納簿ニ拂出ノ登記ヲ爲ス若シ過剩ヲ生シタルトキハ餘材戻入ノ事由ヲ以テ更ニ受入ノ登記ヲ爲スヲ要ス

十七　監獄作業成績書ヲ作成スルニ當リ年度後ノ取扱ニ屬スル支出高收入高ヲ算入セサル向アリ右ハ翌年度ニ於テ取扱フモノナリト雖モ整理期限内ニ於テ前年度分トシテ整理スルモノハ總テ算入スルヲ要ス

十八　繼續直營工事ニ關スル監獄建築物品ノ出納證明ヲ爲スニ當リ分任物品會計官吏ノ作成シタル物品出納計算書又ハ報告書ヲ以テ直ニ之カ證明ヲ爲ス向アリ右ハ分任物品會計官吏ニ於テ監獄會計事務章程第九十五條ニ依リ作成シタル物品出納報告書（計算證明規程第九十九條第二項參照）ヲ同第九十七條ニ依リ分監長ヨリ主任物品會計官吏ニ送付シ（本監ノ工事ナルトキハ直ニ主任物品會計官吏ニ提出ス）主任物品會計官吏ハ同第九十四條第一號但書ノ手續ヲ爲シ（此

ノ場合ニ於テハ合綴スヘキ計算書ナキトキハ報告書ノ前後ニ表紙ヲ附シ計算證明規程第二十九號書式ニ依リ表面及末文ノ記載ヲ爲シ署名捺印スルコト）同第九十八條ニ依リ典獄ヨリ會計檢査院ニ送付スルヲ要ス

十九　監獄會計事務章程第九十二條第一項ノ外仍ホ左記ノ物品ハ廳用又ハ獄用圖書トシテ往々備品ノ取扱ヲ爲ス向アルモ消耗品扱トシ差支ナキヲ以テ事務簡捷ノ爲メ此際組替ノ手續ヲ爲スヲ要ス

一　諸法規類（正文ノモノニ限ル）
一　書籍目録ノ類
一　月報年報ノ類
一　月刑講義錄ノ類
二十　印刷工用活字罫線ノ類ヲ消耗品トシテ取扱ハルル向アルモ右ハ作業器具器械トシテ取扱フヲ要ス
二十一　歲出豫算增額申請ノ場合ハ監獄會計事務章程附屬第八號書式備考四ニ依リ一項内ノ或ル目ノミニ增額ヲ要スルトキト雖モ各目ノ計算ヲ記載スヘキモノナルモ修繕費及内國旅費ノ增額申請ノ場合ニ限リ他ノ目ノ計算ヲ省略シ差支ナシ

二十二　廳用獄用ノ備品ニハ番號ヲ附シ整理スヘキ筈ナルニ之ヲ勵行セサル向尠シトセス斯クノ如キハ不整理ヲ來タスノ基ナレハ備品ニハ必ス番號ヲ記入スヘキ樣注意スルヲ要ス

二十三　建造物ノ狀態ハ常ニ愼密ノ注意ヲ以テ之ヲ查察シ豫メ其緩急輕重ヲ圖リテ將來ニ於ケル管理保存ノ方策ヲ樹立シ未タ大破ニ至ラサル先タチ順次補修改良ヲ加ヘ事ニ當テ蒼惶狼狽シ俄ニ不慮ノ修繕費ヲ要求スルカ如キコトナキヲ要ス

二十四　報告、諸表ノ類ニシテ往々記載杜撰ノ爲メ調查上支障尠ナカラサルモノアルヲ以テ書類ノ調製ニハ充分ノ注意ヲ爲スヘク又規程上定期

ニ報告スヘキ事項ニシテ其監獄ニ報告スヘキ事實ナカリシ場合ニ往々何等ノ通知ナク其儘ニ打過クル向アルモ斯クノ如キ場合ハ其事實ナキ旨報告スルノ注意ヲ要ス

二十五　定期ニ提出スル諸表計算書ノ類ニシテ特ニ意見ノ記載ヲ要スルモノノ外ハ其表又ハ計算書欄外ニ監獄名及發送番號ヲ記入シ典獄之レニ捺印セハ別ニ進達書ノ添附ヲ要セス

二十六　法人設立登記後民法第四十六條第一項ニ揭ケタル事項ニ變更ヲ生シタルトキハ同條第二項ニ基キ一週間内ニ其登記ヲ爲スヘキ筈ノ處地方免囚保護會中往々之ヲ怠ルモノアリ斯クテハ同法第八十四條ニ依リ過料ニ處セラルヘキヲ以テ隨時保護會主管者ヲ指導シ遺漏ナキ樣注意スルヲ要ス

二十七　監獄統計小票ノ作成上左記事項ニ付注意ヲ要ス

(一)　不動文字ニ依リ指示シタル事項ニ記入方ノ件ニ關シテハ大正五年典獄會同ノ際指示スル所アリシニ拘ハラス依然定式ニ反シ又ハ無用ノ記入ヲ爲スモノアリ右ハ必ス規定通リ當該事項ノ直下ニ朱色ノ小圈點ヲ附スルコト

(二)　受刑者入監小票中家族欄ニ記入スヘキ「扶養ヲ爲ス父母又ハ子」ハ當該受刑者カ犯罪當時現ニ扶養セシ者ニ限ル義ニシテ縱令法律上扶養ノ義務ヲ負擔スル者ト雖モ實際其義務ヲ果ササル者ニ付テハ記入スヘキ限ニアラス然ルニ無職赤貧ノ未成年者若クハ配偶者アル女受刑者ノ如キ通常自ラ他ノ扶養ヲ受クヘキ者ニシテ却テ父母又ハ子女ヲ扶養セル向ノ記入アルモノ尠カラス宜シク事實關係ヲ省察シ調査ノ正確ヲ期スヘキコト

(三)　同上ノ族ノ記入ハ當該受刑者カ戶主タル場合ニ於テノミ之ヲ爲シ非戶主ノ場合ハ記入スヘカラス又家族ノ數ニハ本人ヲ加ヘ所定ノ區分ニ從ヒ記入スルコト

(四)　病者小票中病死變死者ノ轉歸時ト、出監小票中死亡ト一致セス又兩者ノ年互ニ相違セルモノアリ右ハ必ス符合ヲ期スヘキコト

(五)　越患者ノ延日數ハ曆年ニ依リ打切リ當該年ノ一月一日ヨリ轉歸ニ至ル迄ノ日數ヲ計算シ又發病時ハ實際病者トシテ取扱ヒタル年月日ニ遡リ記入スルコト

(六)　甲監獄ノ後遺患者ヲ乙監獄ニ移送シタル場合乙監獄ニ於テ當該患者カ轉歸スルモ尙病者小票ヲ作成セサルモノアリ爲メニ計數ノ不突合ヲ來タシ往復照牒ノ手數尠シトセス一層戒愼ヲ加フヘキコト

二十八　指紋原紙作成表ノ記入方左ノ通一定スルヲ要ス

イ　再度押捺者原紙アルトキハ(1)ノ原紙發送數ノ相當欄ニ朱記スルコト

ロ　移監ヲ受ケタル受刑者中押捺若クハ報告未濟ノモノアルトキハ其數ヲ(3)ノ新受刑者ニ合算整理スルコト

ハ　餘罪ノ刑確定シ受刑追加小票ヲ作成シタル時ハ(3)ノ受刑追加人員欄ニ其數ヲ朱記スヘシ

ニ　左記ノ事項アラハ之ヲ備考(餘白ナキトキハ別紙)ニ揭クルコト

一　短期發送濟原紙ノ發送月日及其氏名

二　月末現在押捺未濟者ノ氏名及押捺未濟ノ事由

三　新受刑者中押捺未濟ノ死亡者數

二十九　指紋原紙ノ作成方ニ關シテハ從來屢々注意スル所アリ各監獄亦相當注意ヲ拂ヒツツアリト信セラルルモ今尙印象不鮮明、分類ノ誤謬記事ノ杜撰ナルモノ尠ナカラス試ニ本年一月ヨリ四月ニ至ル指紋原紙ノ檢查成績ヲ調查スルニ檢查總數七千百二十四枚中分類ノ完全シタルモノ二千六百九十七枚ニ過キスシテ爾餘ノ四千四百二十七枚ハ一ケ所若クハ數ケ所分類ヲ誤レル不完全原紙ナリ即チ檢查ノ際分類番號ニ訂正ヲ加

ヘタル總數ハ七千五百二十點ニシテ檢査原紙百枚中實ニ百五點ノ多キニ達セリ其他同一指紋ヲ二箇所ニ押捺シタルモノ、押捺ノ位置ヲ誤リタルモノ、印象不鮮明ノ爲メ改寫ヲ求メタルモノ原籍年齢等ヲ洩シタルモノ、刑期若クハ出獄年月日等ヲ誤記シタルモノ等亦尠シトセス是等ハ畢竟指紋擔當者ノ粗漏ニ出ツト雖モ一面亦主任看守長ニ於テ檢査ノ十分ナラサル結果ナリト認ム將來ハ直接ノ取扱者ニ對シ一層注意ヲ拂ハシムルト同時ニ檢査ヲ勵行スヘキ樣注意ヲ要ス

（別紙檢査成績表參照）（成績略）

○本會總會

本會に於ては前號所報の如く、全國典獄の會同を機とし、五月十一日午後一時半より本會樓上に於て總會を開けり、先づ谷田會長より別項開會の挨拶を兼事務の報告あり、會計の報告は書類を以て報告に代へ、次に議事の順序なりしも前段議案なかりしを以て、輔成會々長鈴木司法次官の典獄に對する希望演說あり（輔成會々報第二卷第三號揭載）次に來賓泉二法學博士、並に花井法學博士の演說ありて總會を閉ぢ、夫れより別席に於て來賓に粗餐を供し快談數時の後散會せり、當日招待したる重なる人は司法省高等官一同東京各法衙の長官其他知名の士にして、久保田貫一、佐野尙の諸氏も亦出席せられ頗る盛會を極めたり、尙別に典獄一同を同日午後五時より柳橋柳光亭に招待し慰勞の宴を開催せり、而して本日會場に於て會員に配付せし本會の會計報告書は左の如し

▲自大正五年四月至同六年三月　會計決算總括報告

一金六萬八千七百十四圓八拾錢五厘

總受高

內譯

金四萬九千九百拾四圓六拾四錢　前年度ヨリ繰高

金壹萬八千八百六拾圓拾六錢五厘　本年度收入高

一金壹萬六千七百參拾壹圓貳拾壹錢五厘　總支出高

一金五萬貳千四拾參圓五拾九錢　總殘高

資產之部

一金七萬五千五百八拾八圓六拾九錢七厘　總資產高

內譯

金四萬千貳百圓　有價證券

金千貳百拾四圓八錢　振替貯金

金九千五百四拾四圓八拾七錢　預金

金八拾四圓六拾四錢　現金

金壹萬九千貳百拾參圓六拾九錢七厘　家屋竝ニ附屬物

金貳百七拾圓　電話

金四千六拾壹圓四拾壹錢　備品及圖書

大正五年度收支決算書

收入之部

科目	決算額	豫算額	差引 增	差引 減
監獄協會收入	一八、八六〇・一六	一六、六六〇・〇〇	二、二〇四・一六	
會費	一四、一二七・五〇	一四、八六〇・〇〇		一、七三二・五〇
利息	三、九五六・四〇	二、七九六・〇〇	一、一六〇・四〇	

寄附金	五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇		
雜收入	一、四二四・一五	一〇・〇〇	一、四一四・一五	

支出之部

科目	決算額	豫算額	差引 增	差引 減
監獄協會諸費	一六、七三二・二二五	一六、八七〇・〇〇		一三八・七七五
事務費	四、三五二・五二五	五、九九〇・〇〇		一、六三七・四七五
職員給料	一、三七二・五〇	一、三七二・五〇		
雜給及原稿料	三三七・五〇	四五〇・〇〇		一一二・五〇
旅費	一・七一〇	五〇・〇〇		四八・二九〇
報酬及慰勞金	一、九五〇・五〇	二、四〇〇・〇〇		四四九・四九五〇
速記料	七二・〇〇〇	一二〇・〇〇〇		四八・〇〇〇
備品費	一〇〇・八〇〇	四〇・〇〇〇	六〇・八〇〇	
圖書及印刷費	一、四三五・八五〇	九〇〇・〇〇〇		四六四・一四五〇
通信費	一七一・九五〇	一七五・〇〇〇		三・〇五〇
運搬費	二六六・三〇〇	三〇〇・〇〇〇		三三・七〇〇
總會費	二九一・六〇五	四三〇・〇〇〇		一三八・三九五
營繕費	八二・八九〇	一五〇・〇〇〇		六七・一一〇
雜誌諸費	六、六〇一・五〇〇	六、七五〇・〇〇〇		一四八・五〇〇
贈與金	一、八五〇・〇〇〇	一、八〇〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	
雜費	一、六四〇・〇〇〇	一、六四〇・〇〇〇		

練習所諸費	二、三五二、八五〇	二、七二八、〇〇〇	一二六、一五〇
圖書館設備費	一二三、三五〇	一、〇〇〇、〇〇〇	八七七、六五〇
豫備費	三九四、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一〇六、〇〇〇

說明書

一　實收額ニ於テ增加セシハ故松田男爵ノ銅像建設委員ヨリ寄附金アリシヲ以テ之ヲ豫算外ニ收入セシト其他會費及利子雜收入ノ多カリシニ因ル

一　支出額中增加セシ項目ニ就キ說明スレハ左ノ如シ

事務費中職員給料ハ職員ノ交迭又ハ增給ヲ要シタルニ因リ報酬及慰勞金ハ職員交迭ニ隨ヒ慰勞金ノ給與ヲ要シ備品費ハ練習生寄宿舍備付ノ蒲團新調ヲ要シ圖書印刷費ハ勝友叢書ノ印刷ヲ要シタルニ因ル

贈與金ハ退職者又ハ死亡者ノ多カリシニ因ル

雜費ハ各監獄ノ教務主任上京ノ際會同セラレシヲ以テ之レニ對スル諸費ノ支出ヲ要シタルニ因ル

一　支出額中減少セシ項目ニ就キ說明スレハ左ノ如シ

事務費中飜譯及原稿料ハ飜譯ノ少ナカリシニ因リ旅費ハ出張ノ少ナカリシニ因リ速記料ハ速記者ノ雇入少ナカリシニ因リ消耗品費ハ節約ヲ加ヘタルニ因リ通信運搬費ハ發信等ノ少ナカリシニ因ル

總會費ハ補成會ト合同シ總會ヲ開會セシヲ以テ該費ノ半額ハ補成會ヨリ支辨セラレタルニ因ル

雜誌費ハ雜誌頁數ノ少ナカリシニ因ル

營繕費ハ修繕箇所ノ少ナカリシニ因ル

練習所諸費ハ瓦斯等ノ使用少ナカリシニ因ル

圖書館設備費ハ圖書ノ購入少ナカリシニ因ル

一　臨時豫備費ノ支出ヲ要シタルハ司法省官舍建物ト當會建物トノ境界ヘ「コンクリート」塀ノ建設ヲ要シ其他理事會員死亡ヒラレタルニ付之レニ弔祭料ヲ要シタニ因ル

▲自大正六年四月至同七年三月　會計決算總括報告

一　金七萬六百五拾四圓拾九錢　總受高

內譯

金五萬貳千四拾參圓五拾九錢　前年度ヨリ越高

金壹萬八千六百拾圓六拾錢　本年度收入高

一　金壹萬五千七百七拾四圓四拾貳錢五厘　總支出高

一　金五萬四千八百七拾九圓七拾六錢五厘　總殘高

資產之部

一　金七萬八千七百九拾參圓五拾六錢貳厘　總資產高

內譯

金四萬貳千六百八拾圓　有價證券

金貳千六百八拾五圓六拾四錢八厘　振替貯金

金九千六百貳拾六圓八拾七錢　預金

金貳百八拾七圓貳拾四錢七厘

金壹萬九千貳百拾參圓六拾九錢七厘

金貳百七拾圓

金四千四百參拾圓拾錢

大正六年度收支決算書

收入之部

科目	決算額	豫算額	差引 增	差引 減
	円	円	円	円
監獄協會收入	一八、六一〇、三〇〇	一六、六三〇、〇〇〇	一、九八〇、三〇〇	—
會費	一三、九四一、二五五	一三、八六〇、〇〇〇	八一、二五五	—
利息	二、九三四、七一〇	二、七六〇、〇〇〇	一七四、七一〇	—
雜收入	一、七三四、三五五	一〇、〇〇〇	一、七二四、三五五	—

支出之部

科目	決算額	豫算額	差引 增	差引 減
	円	円	円	円
監獄協會諸費	一五、七二四、四二五	一七、四九六、〇〇〇	—	一、六九一、五七五
事務費	三、八五四、二四五	四、〇五六、〇〇〇	—	二〇一、三五五
職員給料及手當	一、四五五、三五〇	一、三七一、〇〇〇	八四、三五〇	—
飜譯及原稿料	二四九、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	—	二〇一、〇〇〇
旅費	二、九三四、七一〇	三、〇〇〇、〇〇〇	—	三五、〇〇〇
報酬及慰勞金	三七七、〇〇〇	三九〇、〇〇〇	—	一三、〇〇〇
總記料	五〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	—	六〇、〇〇〇

現金	一、一四、一二六、一八〇	一、二六、一二〇	
家屋並ニ附屬物	一、〇〇〇、〇〇〇	八七七、六五〇	
電話	一九九、〇〇〇	一〇六、〇〇〇	
備品及圖書	二四四、八四〇	一三五、一六〇	
圖書及印刷費	三三三、三〇五	一九九、一八〇	
消耗品費	二四四、八四〇	一三五、一六〇	
通信運搬費	二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
總會費	四〇〇、〇〇〇	三七五、〇〇〇	
營繕費	二四四、二四〇	二〇〇、六四〇	
雜誌諸費	六、六八〇、一四〇	六、七五四、〇〇〇	
贈與金	三、〇一五、〇一〇	一、六〇〇、〇〇〇	
雜費	三五四、七四〇	二五〇、〇〇〇	
練習所諸費	二、九六八、八四〇	二、三五〇、〇〇〇	
圖書館設備費	一四〇、七一〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
豫備費	—	三〇〇、〇〇〇	

說明書

一　實收額ニ於テ增加セシハ書籍等ノ代價ノ收入多ク爲メニ雜收入ノ增加シタルト其他會費及利子收入ノ多カリシニ因ル

一　支出額中增加セシ項目ニ就キ說明スレハ左ノ如シ

事務費中職員給料及手當ハ增給ノ結果ニシテ圖書及印刷費ハ書籍等ノ印刷ニ多キヲ要シ消耗品費ハ物價騰貴セシニ因ル

贈與金ハ退職者又ハ死亡者ノ多カリシニ因ル

雜費及練習所諸費ハ物價騰貴シタルニ因ル

一　支出額中減少セシ項目ニ就キ說明スレハ左ノ如シ

事務費中飜譯及原稿料ハ飜譯ノ少カリシニ因リ旅費ハ出張

ナキニ因リ報酬及賞勞金ノ減額ノ少ナカリシニ因リ速記料ノ減記者雇入ノ少ナカリシニ因リ備品費ノ備品購入及修繕ノ少ナカリシニ因リ通信運搬費ノ發信等ノ少ナカリシニ因ル

總會費ノ總會ノ開會ナカリシニ因ル

修繕費ノ修繕箇所ノ少ナカリシニ因ル

雜誌諸費ノ雜誌頁數ヲ減シタルニ因ル

圖書館設備費ノ圖書ノ購入少ナカリシニ因ル

豫備費ノ支出ヲ要セサルニ因ル

▲開會の辭並に事務報告

會長谷田三郎

閣下竝諸君、此度司法省に於て典獄會議が開かれましたのを機會と致まして、本日此所に監獄協會の大會を催しました所が、富谷控訴院長閣下、鈴木司法次官閣下を首めと致まして、公務多端の御方々が御操合せ下さいまして御貴臨下さいましたのは我監獄協會の非常に光榮と致す所でありまして、代表者たる私より深く御禮を申上げます。

會員諸君には例に依つて本會の事業の報告を致さうと存じます、前回の大會は一昨年の十一月に開きましたのでありますが、其後の經過を申しますれば、會員の數は稍々減りつゝある有樣であります、即ち大正五年の末には會員一萬千七十五人でありましたのが、大正六年の末に至りましては一萬七百八十四人といふことでありまして、聊か減少致して居ります、で是は監獄吏員の內に退職者が多くございまして、其影響を受けた次第であります、御承知の通り、我監獄協會は監獄の職員を以て組織致して居りまして、職員以外の會員は今まで餘り求めても居りませず、又た從つて申込もありませぬので、監獄職員の減するといふことは卽ち會員の減ずると云ふ結果を見るに至つた次第であります、それから此監獄協會の仕事と致しましては、御承知の通り第一には雜誌を月々發行致して居りますが、是は相變らずやつて居るのであります、唯だ近頃に於きまして、御承知の通り紙代が騰りましたので經營には甚だ困難を極めて居りますが、先づ兎も角も會費を上げるやうなことを致さずして今までの所を維持し來つて居ります、其外の仕事としましては監獄官の練習所を開始致して居りますが、是も是まで通り年々四箇月間監獄官の養成に努力致して居るのであります、其結果も諸君の御盡力と、殊に司法省の御方々の特別な御同情に依りまして善良なる效果を擧げて居るのは私共一同の理事者の非常に喜んで居る所であります、其外の仕事と致しましては、刑事事業殊に監獄のことに就いての知識を普及する目的を持ちまして、獄制竝一般刑事に關する書物を出版致して居りますが、是も前回の總會以後に於きまして數種の書物を出版致しました、何時も多少の好評を博しまして、先づ出版の仕事と致しましては良好の成績を擧げたと申して差支へあるまいと思ひます、それから其外の仕事と致しては、御承知の通り監獄の職員で死亡或は退職致しました者には一定の標準に依つて金を贈與することに致して居りますが、是も是まで通り續いて實行して居るのでありまして、さうして其結果は先程申しましたやうに職員の退職者が多くなるに連れまして給與致します所の金額も從つて前數年よりは寧ろ昇つて居りまして、一昨年竝昨年に於きましては二千六百圓位の額に上つて居るのであります、是が本會の仕事の大要でございまして、其外の重要なる事柄としては職員の變更でございますが、此中で最も吾々が悲しむべきは、多年本會の爲に非常な盡力を致しました眞木事務官が疾病の爲に官を罷めると同時に本會の理事の職を辭しまして、本會の事に携はることが出來なくなりました、是は吾々に取つては非常なる打擊でございますが、併ながら是に代るに山隈事務官が其後を襲ふことになりましたので、僅に其損害を薄めて居るやうな譯であります、眞木君は本會の爲には非常に功勞のあるといふことを認めまして、相當の謝意を表することに致して置きました、其精しい事柄は私は此所では述べませぬが、若し會員諸君の

中で其詳細を知らむと思召す方がありましたならば、主事に就いて御聽きを願ひたいのであります、それから資產の狀態を申上げますが、尙ほ其一つ附加へて置きますのは、此昨年から本年に掛けまして天災の爲に害を被りました監獄の職員がございまして、卽ち米澤、水戶の火災で監獄職員で燒出された者がありまして、斯樣な者に向つては相當の見舞金を本會から差出して居ります、資產の狀況に就きましては、大正五年度に於きましては前年に比しまして二千百二十八圓餘といふ增額を見て居ります、六年度に至つては更に殖ゑまして、二千八百三十幾圓といふものを前年に比して資產の額が增額致して居ります、是は退職者が多くて、從つて會費の收入は少くなつた譯でありますが、先程申しました出版等の仕事の爲に多少收益がございましたので、却つて此資產に於ては膨脹を見るに至つたのであります、要するに過去數年の成績に依りまするると、我協會は先程述べましたやうな事業は致して居りますが、資產に於きましては年々二千圓以上增加することになつて居りまして而して此增加の趨勢も年々幾らかづゝ進みつゝあるといふことでございまして、財政の狀態は極めて良好でありまして、只今の所では不動產を除きまするも尙ほ五萬四五千圓の資產を持つに至つたのであります、豫て此數年前にはどうか早く資產が五萬圓になるやうに致したいといふことを管理者の方では一つの理想と致して居りましたが、此理想が疾くに實現されまして、今申しますやうな資產狀態に至りましたのは會員諸君一同と共に本會の爲に賀すべきことと存じます、先づ大體の事業及資產に就ての報告は以上の通りであります。

會計の詳しいことに就きましては御手許に印刷物を廻して置きましてございますで是に就て御承知を願ひます。偖て報告は終りましてございますが、終りに本日御臨席の榮を賜はりました御方々竝會員諸君に本會の希望を一言致して置きます、

我國の現在の狀況に鑑みて見まするると、刑事事業は今後益々其必要を高めるであらうと考へられます、從つて監獄の事業も益々緊切を加へて來る譯でございまして、改良刷新といふことの必要は私が喋々を要せずして疾くに閣下諸君の御承知のことであらうと信ずるのであります、吾々は此會を設けまして會員一同の利益を圖り、豫て刑事に關係致します所の知識を弘め、更に之を刑事事業の上に發現せんことを期待致して居るのでございますが、まだ微力でございまして、殊に吾々理事者が、洵に淺學菲才の者ばかりでございまして、思ふことの十分の一も達することが出來ませぬが、今後益々奮勵致して、廣く會員を募集し、又出來るだけ仕事を擴張致したい考で居るのでございますから、どうか本日御來臨下さいました來賓各位に於かれましても、亦會員諸君に於かれましては勿論のこと、どうか本會の事業に御贊同下さつて、益々本會が發展を致しまして、さうして本會が期待致して居ります此目的の事業が成功致すやうに致したいのであります、是が吾々一同の希望でございまして、深く諸君に御願ひ致して置きたい所であります、甚だ蕪雜でございますが、之を以て事業報告並本日御出下さいました御方々に對して御挨拶の言葉と致します。

○贈與金

五月廿九日附を以て今般退職せる元長野監獄看守部長山岸初三郎氏外二十名に對し本會々則第十一條第一項第三號第四號第五號に依り金拾壹圓以下の會員を退職贈與金として交付し例に依り元警轄典獄を經由して各本人に交付したり。

○谷田局長の巡閱

谷田監獄局長は濱松區裁判所新築落成式に臨場竝に靜岡監獄同濱松分監小田原分監等の巡閱として渡邊屬を隨へ六月一日午前八時三十分東京驛發の汽車にて濱松に赴き以上巡閱を終り同月七日歸廳せらる、本會北島主事も同月三日小田原分監を視察し局長の一行に隨ひ七日歸京す。

公文

○司法省會甲第一六三九號（大正七年五月十五日附監獄官會計課長職）
臨時手當給與ニ關スル件通牒

臨時手當給與規定適用上各廳ノ質議ニ對シ回答セシ事項ノ要領爲御參考及送付候也

問　臨時傭人トアル中ニ臨時雇ハ包含セシト考フレトモ如何

答　然リ

問　臨時雇（使用日數ノ長短ニ關セス）ニ對シテモ第一條ニ依リ第三條ノ額ヲ支給スヘキ義ナルヤ

答　臨時雇ニ規定第一條ニ依リ第三條ノ額ヲ給與スルハ繼續使用シテ每月給料ヲ支給スルモノニ限ル義ト存候從テ隨時僅ニ二十日乃至五十日間使用スルモノノ如キハ給與ノ限ニ無之候

問　臨時傭人トハ一時的使用ノ傭人ヲ指ス義ト考フルモ當廳ノ臨時掃除ノ如キ或ル事由ノ爲メ臨時名義ヲ冠スルモ事實常傭人同樣繼續使用スルモノニ付テハ常傭人ニ準シ手當給與致シ可然哉

答　貴見ノ通

問　本規定ハ發令ノ當日卽チ五月二日ノ現在員ニ對シテハ四月分ヲ支給セラルヽ義ニシテ四月中若ハ五月一日ニ其ノ職ヲ免セラレタルモノニハ追給スヘキモノニアラスト思考ス如何

答　四月中若ハ五月一日ニ其ノ職ヲ免シタルモノニモ給與シ得ル義ニ有之候

問　減俸處分ノモノニハ月俸額ヲ基礎トシテ臨時手當ヲ算出スルヤ又ハ減俸額ヲ控除セシ支給額ヲ基礎トスルヤ

答　後段ノ通

問　日額ノ者ニハ三十日分ヲ集計セシ額ヲ基礎トシテ臨時手當ヲ算出スルヤ又ハ缺勤日數ヲ控除セシ集計額ヲ基礎トシテ算出スルヤ

答　後段ノ通

問　當監ニテハ囑託女監取締アリテ他ノ女監取締カ缺勤スル日ニ限リ日額三十二錢宛支給スルコトトシ勤務セシメ居レリ而シテ大體一ヶ月ヲ通シ四日乃至八日間勤務セリ右ノ如キハ「定額ヲ支給セサル者」ニ該當スルヤ否疑義ニ涉リ候

答　定額ヲ支給セサルモノニ該當スル義ト存候

問　裁判所間轉任ノモノノ俸給ハ日割計算セサルニ付（大正七年二月司法省會甲第二六六號訓令參照）此ノ場合俸給ヲ支給スル裁判所ニテ手當ヲ給スルカ

答　然リ

注意　監獄間ノ轉任者ノ俸給ハ日割計算トスル例ナルニ付此場合ハ日割額ヲ支給スル各監獄ニテ何レモ手當ヲ給與スルコト

問　例ヘハ俸給ヲ日割支給スル如キトキ計算上錢位未滿ノ端數ヲ生セハ手當ノ算出基礎ハ如何ニスヘキヤ

答　俸給支給額卽チ錢位未滿ヲ切捨テタル額ヲ基礎トシテ手當ヲ算出セラレ可然

問　臨時手當ノ過誤拂額ハ定額ニ戻入スルヲ得ヘキヤ

答　然リ

問　建築場ノ小使、月額日額ノ職工傭ハ一時的ノモノニアラサル限リ常傭人トシテ臨時手當ヲ給與シ差支ナキヤ

答　毎月給料ヲ支給スル繼續的ノ使用人ナレバ貴見ノ通リ

問　臨時手當ノ領收證ノ形式ハ如何ニ作成スヘキカ例示ヲ乞フ

答　左ノ通ニテ差支ナシト考フ

仕拂命令番號

領收證

何廳何某外何人代人兼

何

一金何程　但何月分臨時手當

內譯

金額	事由	級俸（月俸日給）	官職氏名
圓	（級俸月俸等ヲ全額支給セサル場合ハ其ノ支給額ヲ明記スルコト）		
	（日給　支給額何圓何拾何錢ト記入ノコト）		

某㊞

○司法省監獄局監甲第三五四號（大正七年五月三十一日附各典獄看守長監獄局長通牒）

作業事務整理ノ件依命通牒

過般會同ノ砌各控訴院管內典獄總代ヨリ受負作業原簿一部分變更ノ件建議相成候ニ付審査ノ結果左記ノ方法ニ據リ計算書ヲ以テ乙號原簿ニ代用スルモ差支無之候條代用セラルヽ向ハ本年六月分ヨリ實施相成度候

左記

一、作業日課表ヲ各受負人別及作業種目每ニ編綴シ月末ニ至リ集計ノ際別紙計算書ヲ作成シ編綴日課表ニ添付シ工錢徵收ノ證憑ト爲ス場合ハ乙號原簿ニ代用スルコトヲ得

二、官司業又ハ委託業竝受負作業中足袋底織ノ如キ單價契約ノモノニ對シテハ作業月表作成上必要ナル部分ノミノ計算書ヲ作成スルモ差支ナシ

（種目）何月分計算書　受負人氏名

（官司業又ハ委託業）

細目	製作高又ハ人工	換算人員	徵收工錢	就業延人員	賞與金計算高	賞與金ヲ計算セサル延人員	不就業延人員
絲繰	百五十匁	一日一人科程	圓	人	圓	人	人
	百五十匁	契約工錢	一五	一〇〇	〇〇〇	三五〇	〇〇
管卷	二百匁	百五十匁	錢	人	圓	人	人
	二百匁	十五錢	一五	一〇〇	〇〇〇	三五〇	〇〇
糊付	五百匁	二百匁	錢	人	圓	人	人
	十五匁	十六錢	一六	一〇〇	〇〇〇	三三〇	〇〇
織方	四百匁	一反ノ七分	錢	人	圓	人	人
	二十匁	二十錢	二八六	二四	二八六	三三〇	〇〇
	十七匁	十七錢	二四三	二四	二四三	三三〇	〇〇
	十匁	十錢	一四三	二四	一

何々							
何々							
何々							
何々							
仕上	四百反	十反	九九四	〇〇〇	六四〇	八六三	
雜役	百五十人	十時間	二三〇	〇〇〇	三三五〇	一七九	
計		十五錢					

稟告

紙類並に印刷料暴騰の爲め當分の內本誌の頁數を減じ時急に處することゝ致し候從て揭載記事に就ても緩急取捨仕り候間右に御承知被下度此段會員諸君に急告仕候

大正七年六月二十日

監獄協會編輯部

指紋法解說

（改正指紋紙取扱規定並ニ解說添付）

本書ハ主トシテ實際的方面ヨリ說述セルモノナレハ實務家ノ好指針タリ

菊判百五十八頁
挿畫百九十五個
實費金三十五錢
郵稅金六錢

貧民制度幷ニ救濟事業

本書ハ社會救濟事業ノ研究ニ關シ歐米諸名家ノ著書ヲ參酌シテ編述シタルモノナリ

菊判百三十五頁
實費
郵稅金二十四錢

發行所　東京市麹町區西日比谷町一番地　監獄協會

會費ヲ振替貯金ヘ拂込マル、場合ノ注意

口座番號	東京貳五〇五九番
加入者氏名	監獄協會

大正七年六月二十日發行　（定價金拾貳錢）

發行兼編輯人　東京市麻布區新網町一丁目廿二番地　北島良吉

印刷人　東京市四谷區愛住町二番地　磯村政富

印刷所　東京市麹町區有樂町二丁目一番地　報文社

發行所　東京市麹町區四日比谷町壹番地　電話新橋壹參六八番　監獄協會

賣捌所　東京市四谷區愛住町二番地　東京書院